

厚生労働省 平成29年度障害者総合福祉推進事業 報告書

巡回支援専門員による効果的な子育て支援 プログラムに関する調査とその普及

特定非営利活動法人 アスペ・エルデの会
平成30年3月

目次

ア. 巡回支援専門員による効果的な子育て支援プログラムに関する調査とその普及（要旨）	2
イ. 事業の目的	4
ウ. 事業の実施内容	5
エ. 一般的な子育て支援機関で行う専門的支援に関する文献研究	6
オ. 巡回支援専門員および地域の巡回相談支援において一般の子育て支援機関に行う専門的支援に関する現地訪問調査	20
カ. 検討委員会の実施状況	33
キ. 成果の公表方法	35
ク. 事業のまとめと今後の展望	36
巻末資料	38

ア．巡回支援専門員による効果的な子育て支援プログラムに関する調査とその普及（要旨）

（１）本事業の目的と概要

本事業では、発達障害児者支援のひとつとして 2011 年に始まった「巡回支援専門員整備事業」のさらなる活用について、現状と課題を明らかにするための文献調査および訪問調査を行った。

（２）一般的な子育て支援機関で行う専門的支援に関する文献研究

文献調査では、乳幼児健診（1 歳半、3 歳）でフォローアップの必要性が指摘された子どもが、専門的な療育機関や医療機関以外でどのような支援を受ける機会があるのかということを確認するために、現在、論文や実施報告の形で公開されている文献についてレビューを行った。5 つの自治体の取り組みと、3 つの保育所での取り組みを取り上げた。結果、自治体や保育所が行う専門的支援は、発達障害の診断の有無にかかわらず親子支援の観点で行われる点で効果があることが示唆されたが、それについて明確な実証的研究は存在せず、支援方法も確立されたものはないことが明らかになった。また、現代の時代的ニーズを考えると、保育所等の一般的な子育て支援機関で子どもの発達特性に合わせた専門的支援を行うことは有益であることが示唆された。

（３）巡回支援専門員および地域の巡回相談支援において一般の子育て支援機関に行う専門的支援に関する現地訪問調査

訪問調査では、巡回支援専門員を活用している 5 つの自治体と、巡回支援専門員を活用してはいないが地域の特性を生かした巡回相談支援を行っている 4 つの自治体を訪問し、各地域の巡回相談支援がどのように行われているのか、調査を行った。結果、今回訪問した、巡回支援専門員を活用している地域では、専門員がうまく機能し、巡回相談支援を行っていることがうかがえた。一方、巡回支援専門員を活用していない地域においても、巡回相談支援は効果的に行われていた。すでに子育て支援部局で効果的な支援が行われているということや、地理的な条件から市町村の事業である「巡回支援専門員整備事業」よりも県全体の取り組みとして行った方が有効であるということも理由として挙げられた。

（４）本事業の考察

以上より、巡回支援専門員をはじめとする巡回相談支援の機能そのものは、一般的な子育て支援機関で専門的支援を効果的に提供するために有効であることが考えられた。しかし、各自治体の規模や状況に応じて柔軟に活用できる枠組み作りを行うことが、より一層、効果的に子育て支援を行うために必要であるといえる。また、巡回支援専門員は、障害担当部局

が担うことが多いが、子育て支援機関における支援は子育て支援担当が担うことが多いというずれも生じている。その枠組みを超えて連携できることが「インクルーシブな支援」を実践していく際には求められる。

（５）成果物

下記４点が本事業の成果物である。

- ・ 巡回相談支援のための研修テキスト

巡回支援専門員が最低限度身につけておくべき専門的支援に関する事項について記載した研修テキストを作成した。

- ・ 巡回支援専門員を効果的に活用するための自治体向け活用マニュアル

自治体において、巡回支援専門員を効果的に活用するためのマニュアルを作成した。

- ・ 一般的な子育て支援機関の職員が巡回支援専門員を理解するためのリーフレット

巡回支援専門員や巡回相談支援について、一般的な子育て支援機関に勤務する職員が、巡回相談支援をわかりやすく理解するための案内として、リーフレットを作成した。

- ・ 本報告書

イ．事業の目的

本事業では、発達障害児者支援のひとつとして 2011 年に始まった「巡回支援専門員整備事業」のさらなる活用について、現状と課題を明らかにするためのものである。

巡回相談支援は、発達障害の理解と対応に詳しい専門家が、一般的な子育て支援機関（保育所等）や教育機関（小学校等）を訪問し、対象となる子どもの生活の場で子どもの対応や環境調整について実践的検討を行う支援方法である。巡回支援専門員整備事業は、支援が必要な子どもの早期発見・早期対応の強化を目指し、2011 年に始まった巡回相談支援のための事業である。平成 24 年度までは実施が一部の市町村にとどまっていたが（平成 24 年度時点で 1,700 市町村中 113 市町村、6.6%）、平成 25 年度から地域支援体制の充実をはかるために地域生活支援事業のメニューとして統合された。補助要件の弾力化をはかり、効率的・効果的な事業の実施や、小規模な市町村への実施拡大を目指したものである。そうした体制整備からも 5 年が経ち、実施している地域には巡回相談支援が根付いてきた時期だと考えられる。

そこで本事業では、巡回相談支援の現状について訪問調査によって明らかにし、巡回支援専門員の实態と今後の課題を明らかにすることを目的とする。また、それに先立ち、文献調査によって、現在、自治体で行われている発達障害特性に対する子育て支援について明らかにする。それによって、一般的な子育て支援機関で専門的支援を行う必要性の有無が示唆されると考える。最終的には、調査結果等を踏まえ、巡回相談支援のための研修テキスト、自治体が巡回相談支援を活用するためのマニュアル、一般的な子育て支援機関の職員が巡回相談支援について知る機会とするためのリーフレットを作成する。これらによって、巡回相談支援の技法がより明確に周知され、効果的な子育て支援につなげることが本事業の目的である。

ウ. 事業の実施内容

本事業は、現在、発達障害児者への支援手法の開発や普及啓発の着実な実施のために行われている「巡回支援専門員整備事業」において配置されている、「巡回支援専門員」による効果的な子育て支援プログラムを明らかにすることとその普及を行うことを目的として、2つの調査を行い、4つの成果物を作成した。

2つの調査は下記の通りである。

(1) 一般的な子育て支援機関で実施する専門的支援に関する文献研究

乳幼児健診の時期から保護者が専門機関につながるまでに行われる支援の現状と課題を明らかにするために、先行事例や研究を対象として、文献研究を行った。特に、専門機関（医療機関・療育機関）以外の施設や支援者として、自治体が実施する専門的支援と、保育園で行われる専門的支援について明らかにした。

(2) 巡回相談支援で行われる一般的な子育て支援機関における専門的支援に関する現地訪問調査

巡回支援専門員を始めとして、巡回相談支援で効果的な子育て支援プログラムを実施している9の地域を訪問し、どのような支援を実施しているのか、どのような研修を行っているのか、課題は何か、といったことについて調査を行った。巡回支援専門員をすでに活用している地域に加え、巡回支援専門員を活用してはいないが効果的な巡回相談支援を行っている地域も調査対象とし、活用していない理由や現状を探ることで、巡回相談支援がより効果的に行われるために必要なことを調査した。

以上の2つの調査をもとにして、下記4つの成果物を作成した。

(1) 巡回相談支援のための研修テキスト「効果的な巡回相談支援のための基本と実践」

巡回支援専門員が最低限度身につけておくべき専門的支援に関する事項について記載した研修テキストを作成した。

(2) 巡回支援専門員を効果的に活用するための自治体向け活用マニュアル「巡回相談支援活用マニュアル」

自治体において、巡回支援専門員を効果的に活用するためのマニュアルを作成した。

(3) 一般的な子育て支援機関の職員が巡回支援専門員を理解するためのリーフレット「巡回支援専門員を活用した効果的な子育て支援のために」

巡回支援専門員や巡回相談支援について、一般的な子育て支援機関に勤務する職員が、巡回相談支援をわかりやすく理解するための案内として、リーフレットを作成した。

(4) 本報告書

エ．一般的な子育て支援機関で行う専門的支援に関する文献研究

1．目的

わが国における乳幼児健康診査は、1940年に健康増進・育児指導を目的に開始された。1963年の3歳児精密健康診査や1977年の1歳6か月健康診査が開始されてから、障害の早期発見が主な目的として位置づけられるようになった。健診後にフォローが必要な母子に対しての対応が事業化されるのは、1991年の「乳幼児健全発達支援相談事業」以降である。この厚生労働省の通知（1991年5月22日づけ厚生労働省児童家庭局長通知「乳幼児健全発達支援相談事業」の実施について）では、「一歳六ヶ月健康診査，三歳健康診査等において『要経過観察』とされた児童及びその保護者並びに育児不安を持っている母親等」を対象に「保育所，乳児院，児童館等の児童福祉施設及び保健所，母子健康センター等で」実施する親子教室が位置づけられている。この通知以降，市町村において，1歳6か月および3歳児の乳幼児健康診査後，経過観察等のフォローが必要な母子を対象とする親子教室（市町村によって名称の差異はある）が開催されるようになった。この乳幼児健診後のフォロー体制の効果検証も一部で行われており，親子教室に参加することを通じて，自閉症スペクトラム障害などの発達障害特性や発達の遅れがある乳幼児のコミュニケーション（理解と表出）と運動スキル，問題行動，親子関係が改善することが認められている（税田，2012）。その一方で，乳幼児健康診査後のフォロー体制やその促進の不備は未だ顕在している可能性がある。例えば，市町村で実施されている親子教室に関する実態調査（全障研障害乳幼児施策実態調査委員会，2001）では，乳幼児健康診査（1歳6か月健診）後の親子教室を設置している自治体において，健診後のフォロー率は僅か14.2%であり，これは健診後の親子教室を設置していない自治体のフォロー率と近似するもの（11.5%）であることが報告されている。このような状況を踏まえ，本稿では，国内の各自治体が実施する乳幼児健康診査後のフォロー体制をレビューする。しかしながら，一方で，市町村単位で実施される親子教室は，地域によっては開催場所が遠方であったり，開催日が平日であったりするため，家庭によっては利用できない場合がある。実際，近年の調査（内閣府，2016）によると，共働き世帯の上昇が報告されている。加えて，保育所・幼稚園入園前に保護者が自身の子どもは「要支援児」と把握している場合でも，保育所や幼稚園は地域にある最も身近で，子どものための集団生活の場を提供する施設であると認識されているため，保護者はこれらの施設に子どもが入園することを希望する傾向にあると指摘されている（近藤，2014）。このような現状を踏まえ，一部の地域では，保育所等の就学前児を対象とする施設において，子育て支援が実施されている。そこで，本稿では，国内の各自治体が実施する乳幼児健康診査後のフォロー体制に加え，一般的な親子が地域でアクセスしやすい保育所・幼稚園・認定こども園などの就学前施設での子育て支援についてレビューを行う。

2. 方法

現在公開されている、調査研究雑誌や研究紀要から、自治体の保健センターや発達支援センターが行う親子教室等の専門的支援、保育園等に在園している子どもに対する専門的支援を扱っている論文について精読し、レビューを行った。

3. 結果

(1) 各市町村の取り組み

a. 滋賀県大津市

大津市の取り組みについて報告した西原（2011）によれば、現在の乳幼児健診や療育システムの基盤は 1958 年から開始され、1973 年から 1975 年にかけて「大津方式」として確立されたとしている。大津方式では障害の早期発見・対応だけでなく、「全般的な育児支援」も当初より重視され、これまで国の法整備や施策、地域ニーズへの対応などを幾度も重ねて構築されてきた。西原（2011）が図示した現在の取り組みを簡易にし、図 1 に示す。

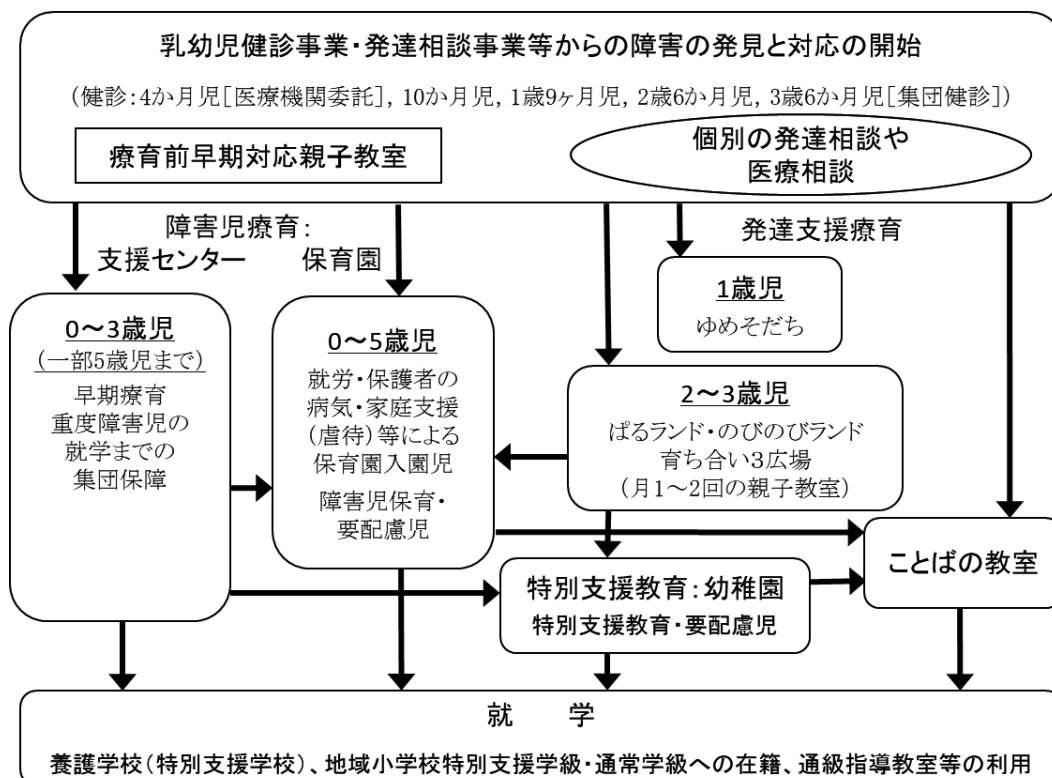


図1 大津市における就学前の障害乳幼児・発達支援施策（西原（2011）を簡略化）

大津市では、従来の通園施設・通園事業の利用による定員超過から、重度障害児を療育につなげなくなることが問題となった。そこで、2006年に障害児施策ではなく子育て支援施策の枠組みで受け皿を作り、大津市の単独事業で受給者証の取得や障害の診断を必要としない発達支援療育事業を担う子育て総合支援センターを開設した。さらに、総合保健センターを隣に移転して子育て支援と乳幼児健診の接続を促進している。

発達支援療育事業では、個別支援ではなく小集団の療育が実施されている。ここでは大津市における乳幼児健診と子育て支援について報告した別所・竹内（2016）から、親子が安心してつどい、共に育ち合うことを目的とした1歳前半の子どもと保護者対象の「ゆめそだち」を紹介する。1歳9か月健診に先立ち実施される10か月健診では模倣等の社会性の観察も行い、赤ちゃん相談会というフォロー相談やゆめそだちの紹介をしている。ゆめそだちは、市内3ヶ所で1回あたり1時間半を週1回、全6回で年間3クール実施され、定員は1回あたり6～10名、スタッフは保育士が2～4名、発達相談員1名が6回中2回参加する。参加申し込みにあたっては、保護者の思いに丁寧に関わるために直接会い、育児への思いや子どもの様子の聞き取りを行う。活動では小集団における遊びを通して、子どもの発達特性や個性を具体的な行動から把握することができるとともに、それぞれの保護者に子どもに応じた関わり方の伝達、子ども同士・保護者同士の交流の場といった機会も提供している。これにより、1歳9か月健診ではその時の発達の姿だけでなく、10か月健診での様子やゆめそだちでの経過などを含めて捉えることができる。その後も段階的な健診と発達支援事業の設定、障害児療育と発達支援療育の連携が提供されているが、大津方式に共通する特徴として、子どもそれぞれの発達の特徴や道筋を捉えること、それらを保護者や親子を取り巻く支援者と共有することの重要性が述べられている。

b. 大阪府堺市

篠原（2017）は堺市における乳幼児健診からはじまる地域療育を報告している。堺市においても、乳幼児期から幼児期への質的転換の時期として1歳6か月健診を大切にしており、子どもの言語理解や大人との共同注意などの発達指標の確認とともに、育児不安や子どもの育ちに応じた対応の難しさを抱えた保護者の把握から、子育て支援として親子で楽しく取り組む遊びの場へつなげている。堺市では、療育にかかわる施設として医療型・福祉型の児童発達支援センターがあり、それぞれに障害児相談支援事業所が併設され、個別支援や関係機関との連携とともに、地域支援の窓口「親と子の療育支援センターおおぞら」という部門も運営されている。5ヶ所の児童発達支援センターは全て堺市社会福祉事業団が受託していることで、地域による差異のない療育支援の提供が可能となっている。篠原（2017）が図示した療育システムを簡易にし、図2に示す。

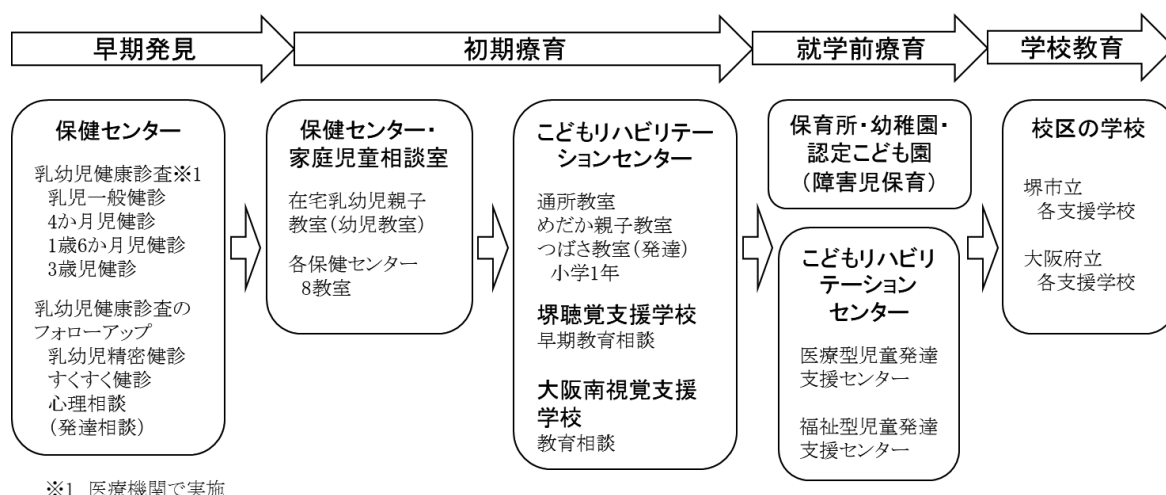


図2 堺市の療育システム（篠原（2017）を簡略化）

早期発見として重視されている1歳6か月児健診後のフォロー事業としては、保健センターが家庭児童相談室と共同で「在宅幼児親子教室（幼児教室）」を運営している。発達の遅れや弱さの指摘を受けた保護者の不安を、保健師や保育士、心理士が受け止め、助言することで、保護者が子どもを理解し、子育てに前向きになる契機としている。また小集団で親子が楽しく遊び合う活動から、子どもの特徴の発見や関わりの手立てが増えること、悩みや不安を共有し合う親仲間ができることも心の安定につながるという。以降の早期療育支援としては、3歳児以上を対象とした通所教室（並行通園）による月数回の療育や在籍園との連携、市の巡回相談事業、受給者証の取得等が必要な保育所等訪問支援などが実施されている。

また、健診後の親子教室の経過後や教室に参加されなかった在宅ケースへの対応のため、公立保育所の地域活動事業として新規に、少人数の遊びあえる場で保育士と心理士が育ちや発達を促す関わり方を保護者に助言する取り組みが始められた。

c. 広島県三次市

栗栖・部谷・山田・三田（2014）は三次市における専門施設と保育所等の連携について報告している。三次市では2004年に子どもに関する手続き・相談・健診等を同一部局で行うようになり、2005年にこども発達支援センターが市直営の事業として開設された。当初は未就園児を対象に週1回の親子教室から始まったが、現在は就園後のフォロー教室や就学前の橋渡しまでをサポートしているという。栗栖ら（2014）が紹介した三次市における発達支援・相談の流れを、図3に示す。

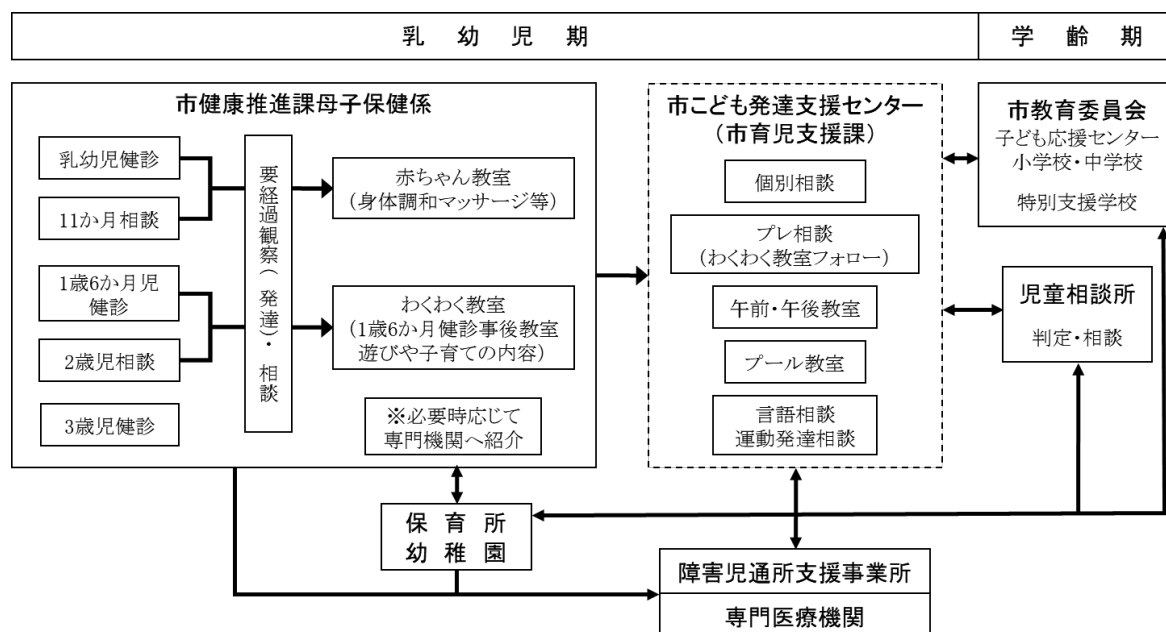


図3 乳幼児期から学童期までの発達支援・相談の流れ（栗栖ら，2014）

母子保健係における健診後の支援では、1歳未満を対象とした身体的な困難さ（左右差、過敏性等）や発達がゆっくりな子どもを対象とした赤ちゃん教室、1歳6か月児健診後の支援ではことばの遅れや落ち着きなさなどの主訴でわくわく教室が開かれている。こども発達支援センターでは、1クラス6～8名の小集団で、楽しい遊びや生活作り（食事や排泄等）を行い、午前教室は週1回の親子教室、午後教室は保育所・幼稚園に通いながら月2回の親子分離教室（保護者は別室での研修や交流に参加）、その他プール教室等が開かれている。

具体的な支援においては、医療機関と母子保健係との連携やこども発達支援センターへの引継ぎ、保育所や子ども応援センター（市教育委員会）、児童相談所など各部署との連携が重視されている。特に就学移行では支援の引継ぎが課題となりうるが、栗栖ら（2014）は事例として、保護者が作成する「サポートブック」を紹介している。サポートブックには小学校の教員等に向けて、生育歴・既往歴や人との関わり・集団での様子、コミュニケーションのとり方、自由時間の過ごし方、姿勢、不安が起こる場面や原因など、子どもの多面的な姿が記載され就学後の理解・協力を促す効果とともに、保護者が子どもを客観的に理解し、学校に伝える力をつける機会としても活用されている。

一方で課題として、何らかの生活での困難さを抱えつつ発達支援につながりにくい、あるいは支援が途切れてしまうケースがあるという。そのため2014年度より「保育所巡回相談（市内の全保育所対象、各年2回程度）」を実施し、保育所・幼稚園における発達支援の応援が実施され、「発達支援を必要とするすべての子どもに早期の段階で支援が届く」ことを目指して取り組まれている。

d. 東京都東久留米市

吉田（2017）は東久留米市における障害児相談支援事業について報告している。1960年代後半頃に設立された親の会を前身としたわかくさ学園は、公立化運動が実って1999年に市立わかくさ学園として開園した。その後2001年に公立幼稚園跡施設にわかくさ学園発達相談室が開設され、計画相談支援や基本相談支援、障害児相談支援を行っている。乳幼児健診後、支援が必要な子どもには主に心理職が行う子ども相談とそのフォローとしての子どもグループ（パンダグループ）があったが、2001年の発達相談室の開設に伴い、市の単独事業として親子教室（ひよこグループ）や親子教室から就園した子どものフォロー教室（キリンググループ）が開かれた。その他、保育所・幼稚園への訪問相談、ことばの教室、外来・訪問機能訓練、各種相談（発達、栄養・摂食、医療、保健、運動機能）を行っている。相談担当は児童指導員・保育士から3名、作業療法士・管理栄養士・看護師各1名で構成されている。このうち、ひよこグループとキリンググループについて紹介する。

ひよこグループ（親子教室）は週3回、10時～12時半に実施されている。親子の参加は週2回まで、1回に約15～30組が利用している。基本的に親子で活動し、職員は教材やおもちゃの設定など、親子での遊びのサポートを担っている。ひよこグループの日課を表1に示す。健診での経過観察や療育的支援が必要と思われる子どもの受け皿になっているため、年々利用者が増えている。キリンググループは、主にひよこグループを経て幼稚園に就園した子どもを対象とし、14時半～16時に、年少・年中・年長の3クラスに分け、それぞれ月1回（年11回程度）実施され、毎回10～20名程度が参加している。キリンググループの日課を表2に示す。その他、保護者からの依頼で行う保育所・幼稚園への訪問相談も行われている。ひよこグループから幼稚園に入園した子どもからの希望が多く、年々利用者が増えている。

表1 ひよこグループの日課

～10:00	登室
	自由あそび（散歩）
10:40～	リズムあそび・体操
	水分補給
10:50～	朝の会（名前よび、手あそび絵本など）
11:10～	設定活動（製作など）
11:30	午前終了 お弁当
12:10～	自由あそび
12:30	帰りの会

表2 キリンググループの日課

14:30～	順次登園
	自由あそび
15:00～	はじまりの会（発表、絵本、歌など）
	集団活動
15:15～	帰りの会
15:50～	終了
16:00～16:30	自由あそび
いずれも吉田（2017）を基に作成	

吉田（2017）は以上のことから、東久留米市では健診から療育（的）支援へのつながりから、市内の乳幼児の成長・発達を支援・援助していくためのシステムが機能していると評価している。さらに、市の単独相談支援事業による多面的なサービスがつながることで、一人の子どもに対して重層的な支援が提供できるとまとめている。

e. 秋田県

安藤・小笠原・猿田・蛭田・佐々木（2016）は、幼稚園・保育園・認定こども園や保護者、子育て支援センター等を対象としたアンケート・聞き取り調査から、秋田県における子育て支援の実態と課題を報告している。様々なデータが示されているが、ここでは子育て支援センターにおける取組と課題の一部を抜粋して紹介する。

各地域のセンターが地域性や保護者のニーズを重視して、それぞれ工夫した取り組みが実施されているが、一例として、「子どもたちの心とからだをいきいき育てる地域の総合センター」を基本コンセプトとして 2015 年に開設された、鹿角市子ども未来センターの事業計画に記載された親子を対象とした取り組みを表 3 に示す。「親育ち」をサポートすることに焦点を当て、「この地方だからこそ、自治体の行政と保育所、子育て支援団体、専門機関の連携、担当者同士、人と人とのつながりがこのセンターを構築してきた」という。

表 3 鹿角市子ども未来センターにおける親子対象事業（安藤ら（2016）から一部抜粋）

名称	ねらい
くすくすサロン	利用者にほっと一息つきながら交流を深めてもらう
はじめてさんの会	初めて利用する親子に気軽に遊びに来られるきっかけ作りをする
こもっせDEくすくす	親子（父、母、祖父母）で参加し子育て家庭の交流の場にする
子育てくすくす学校	専門家から子育てに関する知識を学び、子育ての本質に迫る講座
Syabell（ノーバディズ・パーフェクト講座）	参加者自身の経験や考えを出し合いながら、育児に対する不安や悩みを軽減する

安藤ら（2014）は各支援センターのアンケート・聞き取り調査から得られた結果のまとめとして、支援センターに関しては、スタッフ自身が子育て支援者研修を強く求めており、子どもの多様な実態や家族・社会的背景を含めた問題の複雑化により、専門家として幅広い知識や理解も必要であるという。また、「親育ち」に関しては、親子を楽しませ参加率を上げる活動の設定や親同士が抱える子育ての話し合い、自分らしさを発見して楽しく行動できる親になるなど、「親同士のつながり」が子育て力を高めるキーワードであるとしている。これらを総合し、親が受け入れられ仲間や地域とつながる安心感や子どもが社会の宝として地域の人々に受け止められる実感など「社会全体の意識改革」の必要性を感じているとし、「子育ての社会化」と表現している。すなわち、子どもや親に「やってあげる」支援ではなく、家族では母親だけでなく父親も、社会では行政だけでなく企業や働く人々も含め、社会全体が「子育ての豊かさ」に価値を見出すことを述べ、働き方の見直し等を提案している。

（2）保育所・幼稚園での取り組み

a. 長野県諏訪市の取り組み

中山（2011）は長野県諏訪市の保育所で実施されている母子の集団活動について報告している。この集団活動は「なかよし教室」と呼ばれ、諏訪市の障がい児等教育の拠点として位

置づけられている。「なかよし教室」は拠点保育所で実施され、運営は保育士（3名）、臨床心理士（臨時）、言語聴覚士（随時）、作業療法士（随時）で行われている。「なかよし教室」は子ども支援と親支援で構成され、子ども支援は主に就学に向けたスキルアップを目的とした小集団によるスキルトレーニングプログラム、親支援は個別相談を行っている。上記の目的のため、対象は市内にある保育所に通園する年長児である。

「なかよし教室」は5月から月1回のペースで全11回開催される。参加する親子は実施場所である拠点保育所に通園する。各回のプログラム内容は表4に示す。各回のプログラム内容は固定されておらず、プログラム中の参加児の様子（行動等）に基づき、支援者（保育士等）が次の回のプログラム内容を柔軟に設定している。

表4 「なかよし教室」の年間スケジュール

月	回数	内容
4月		メンバー・クラス決定
5月	第1回	自己紹介（以後毎回） 親子運動遊び 絵本 保護者との相談（以後毎回）
6月	第2回	親子ゲーム みんなでネコの顔作り
7月	第3回	親子運動遊び 親子ボール遊び みんなで人の顔・体作り
8月	第4回	ボール遊び（親子・子ども同士） みんなで動物園作り ＊小学校教諭による活動見学・情報交換会（1回目）
9月	第5回	ボール遊び（お盆にのせて運ぶ） みんなで海作り ＊別時間枠にて保護者との個別面談
10月	第6回	ボール転がし（名前を呼んで） お店屋さんごっこ
11月	第7回	お店屋さんごっこ（売り手と買い手を交代） 転がしドッジボール こんなときどうする？
12月	第8回	自己紹介で友達的话を覚えて発表 お店屋さんごっこ（お使い） ツリーを作ろう 転がしドッジボール
1月	第9回	お店屋さんごっこ（プレゼント） こんなときどうする？ 大きなボール遊び
2月	第10回	自己紹介（声の大きさ・聞き方確認） こんなときどうする？ しりとり 転がしドッジボール ＊小学校教諭による活動見学・情報交換会（2回目）
3月	第11回	伝言ゲーム こんなときどうする？ ボール遊び 修了式

中山（2011）を参照に作成

プログラムは午前中に実施される。具体的なプログラム内容を表5に示す。毎回、プログラムの開始時には参加児による自己紹介、終了時には保護者による子どもへのフィードバック（感想など）が取り入れられている。なお、自己紹介はスモールステップにより、回を追うごとに発表内容の水準を上げていく。例えば、初回は保育士がモデルを示した後、自己紹介で各参加児は所属園と名前を言うが、その後、保育所での好きな遊びや好きな食べ物など、より個人の特徴が表れる発表内容に変更していく。また、この自己紹介は他児の話を聴くスキルの向上も兼ねており、園児が自己紹介を行う間、他児はその発表内容を覚え、自己紹介終了後、その園児に意見を言うように工夫されている。以下に、「お店屋さんごっこ」と「ボール遊び」の目的と具体的な内容を示す。

表 5 ある月の「なかよし教室」のスケジュール

<全体目標>

小学校の先生方に子ども達の様子を見て知って頂く

しりとりと、ドッジボールの子どもチームに挑戦し、絆を強める

時間	プログラム	内容・手順	ねらい
9:45	集合 トイレ 小学校の先生紹介		小学校で関わる先生の顔と名前を知り、就学後の不安を減らす
9:50	自己紹介	名前 行く小学校の学校名 小学校でがんばりたいこと 友達のがんばりたいこと何だっけ？ 自己紹介で意識することを紙に書いて貼る	小学校でがんばりたいことを話して子ども同士共有し合う 友達の発言に注意を向け、覚え、伝えることができるようにする 話す時と聞く時の約束を視覚的に意識させる
10:00	こんな時どうする？	スタッフが演じる 「小学校で教科書を忘れてしまって困って泣きそうになる場面」 保育士母ねる→「こんな時どうすればいい？」 やり方を考えて一人ずつやってみる 臨床心理士担当モデルを見せる	忘れ物をした時に言葉や行動で対処できるようにする 友達の行動を観察し、自分でも体験することでやり方を定着させる
10:15	しりとり	しりとりのルール確認（書く） ゲーム→出た答えをボードに書いていく わからなくなったら入学する小学校の先生に聞いて教えてもらう	皆で楽しみながらゲームを進める体験をする しりとりのルールを理解し、守れるか特徴を見る 困った時に学校の先生に聞けるようにする
10:25	転がしドッジボール	1回目 子ども（外野） スタッフ（内野） 2回目 子ども（内野） スタッフ（外野）	子ども達だけのチームで動く体験をする（特に外野）
10:35	手遊び・絵本	じゃんけん手遊び 絵本「おでん」	指先の動きの訓練 絵本で落ち着く
10:40	終わりの会	今日楽しかったこと 保護者からの感想 小学校の先生からの感想	楽しかったことを自分の言葉で皆に伝える体験 保護者と先生からプラスのフィードバックをもらい、自信をつける
10:45	好きな遊び	各自遊ぶ（小学校の先生とも） 小学校の先生と保護者の面談	自由遊びで楽しみ、次回に繋げる 小学校の先生と子ども・保護者が親しくなる
		スタッフ反省会・来月のプログラム作成	

中山（2011）を参照に作成

「お店やさんごっこ」の目的は、人とのやり取りに関するスキルの修得である。このプログラムは第6回（10月度）から第9回（1月度）の計4回実施されている。スモールステップにより、各回で必要とされるスキルの水準は徐々に高められるように設定されている。具体的には、第6回では買い手のみの体験（子ども自身が好きなものを購入する）、第7回では買い手と売り手の体験、第8回ではお遣いの体験（保護者に頼まれた物を購入する）、第9回ではプレゼントの購入体験（保護者が欲しいと思う物を子ども自身が考え購入する）を実施している。

「ボール遊び」の目的は、運動機能や感覚統合の向上、ルールに基づいた遊びの実行にある。「お店やさんごっこ」と同様に、このプログラムもスモールステップに基づき、徐々に参加児に要求される行動スキルの水準が上げられる。具体的には、保護者とのボール遊びから始まり、参加児同士のボール遊び、特定の幼児へのボール渡し（くじで当たった参加児の名

前を呼びながら、その子どもにボールを渡す)、転がしドッチボールの実施(支援者が入ってのゲームから参加児のみのゲームに移行)に発展させている。中山(2011)は、このプログラムにより、参加児の集団行動スキルや向社会的行動(他児を応援する)が向上したことを指摘している。

b. 福井県福井市の取り組み

竹内ら(竹内・森尾・瀧波・長谷川・橋本・津田, 2015)は、福井市の保育所で行われている親子教室の取り組みを報告している。この親子教室は、言語・運動発達の遅れ、多動性の高さ、社会性の難しさ、環境への適応の苦手さなどの発達特性を示す幼児(2~4歳)とその保護者を対象とし、子どもが在籍している園で土曜日に実施されている。なお、参加児の選定は、園長および主任保育士が保護者に対して、親子教室への参加を呼び掛ける形式で行われている。教室は全10回のプログラムで構成され、特定の期間内(6~9月)に毎週から隔週の頻度で開催されている。教室の運営は、開催園の保育士(数名)、保健師、言語聴覚士、小児科医師、栄養士など多様な専門職種によって行われている。教室は様々な種類の遊びと保護者への学習会で構成される。プログラムは登園から10時半までは親子が一緒に活動するように構成されている(表6)。

表6 保育園(福井市)での親子教室プログラム

時刻	活動内容
	登園, 自由遊び
9:30	朝のあいさつ, 体操
9:45	集合し出席の確認, パネルシアター/紙芝居
10:00	今日の遊び(親子遊び, 運動遊び, ルール遊び, ふれあい遊びなど)
10:30	おやつ(保護者は別室に移動し, 学習会に参加)
11:00	終わりのあいさつ, 降園

竹内ら(2015)を参照に作成

遊びの内容は他の専門職スタッフの意見を参考とし、普段の子どもの様子を知る保育士が作成している。学習会は、発達や育児に関する講義を、保育士・言語聴覚士・保健師・栄養士・小児科医などが担当している。具体的な講義内容は表4に示す。親子教室での保護者の体験や気づきを定着させるため、毎回の教室終了後に、保護者にプログラムでの子どもの様子や家庭での様子、それに対するコメント、質問などを記載して、翌週保育所に提出するように促している。そして、提出された文書に対して、担当保育士がコメントを記して保護者に返却する。

表 7 学習会の講義内容

回	講義内容	担当者
1	親子教室の説明	言語聴覚士
2	今楽しんでいる遊び	保育士
3	手先の話（園での様子）	保育士
4	生活リズムについて	保育士
5	情報交換会（前年度の参加者との交流）	
6	食事のこと	保育士
7	遊びや生活を見直す	小児科医
8	食事の話，こころの成長	栄養士・保育専門官
9	言葉の発達	言語聴覚士
10	まとめ	スタッフ全員

竹内ら（2015）を参照に作成

竹内ら（2015）は，この親子教室に対する参加した保護者の評価も報告している。教室内容でのスタッフのアドバイス，学習会の分かりやすさ，記録の提出，子どもの特性の理解，親子遊びのレパートリー，子どもと遊ぶことの楽しさに関して，多くの保護者（ $n=28$ ）が高く評価している。さらに，竹内ら（2015）は教室に参加中または教室終了後に，医療機関を受診した参加児は 23 名中 9 名であることを示したうえで，教室への参加を通じて，保護者の子どもの発達特性の理解が促進したことがこの受診率の高さにつながったと考察している。

c. 保育所における臨床心理士の取り組み

森田・渡邊（2012）は臨床心理士による神奈川県内の保育所における療育的取り組みを紹介している。園内において，臨床心理士は診断のある幼児や診断がなく発達障害特性を示す幼児の支援として，グループ療育，個別療育，インクルーシブ保育を目的としたクラスでの対応を実施している。支援を実施するにあたり，臨床心理士は発達検査（新版 K 式発達検査）を実施し，対象児ごとの個別支援計画を策定している。また発達検査の結果は，対象児の保護者および保育士に示し，子どもの発達的特徴の共有を行っている。

グループ療育は，園児 2～3 名の少人数で構成され，隔週（1 回 1 時間）実施される。グループ療育の運営は 2 名の臨床心理士（常勤）で運営される。このグループプログラムでは，社会性の向上に主眼が置かれる。具体的には，集団生活やゲームのルールを理解，集団行動（順番を守るなど）の学習が行われる。また，プログラムは参加児がスムーズに療育に参加できるように構造化されている。開始時のはじまりの歌から始まり，出席の確認，課題の実施，リラックスタイム，出席カードへのシール貼り，終了時の遊び（手遊び）で終わるように設定されている。

個別療育では，参加する園児 1 名に臨床心理士 1 名が対応する。頻度は週 1 回で，1 回 1 時間程度である。プログラム内容は，個別に取り組むことが推奨される課題に焦点が当てら

れている。課題の具体例としては、粗大運動、微細運動、認知・理解力、言語理解・表出などである。また、集団療育とは異なり、個別療育では、参加児の特性・能力にあわせた課題が設定できる点が利点であると考えられる。また、森田・渡邊（2012）は、個別療育の利点の一つに、参加児の自尊感情の低下の防止を挙げている。

4. まとめと考察

本稿では、国内の各自治体が実施する乳幼児健康診査後のフォロー体制、および一般的な親子が地域でアクセスしやすい保育所・幼稚園・認定こども園などの就学前施設での子育て支援についてレビューを行った。本稿でレビューした各自治体で行われている／いた一歳六ヶ月および三歳児健康診査後のフォローアップ体制では、いずれも「小集団」、「親子が安心して遊びあえる（保護者の気づきの促進、子どもへの関わり方のスキルアップ、親同士の仲間作り）、子どもの発達特徴や発達経過を把握し「保護者や支援者（保育士等）がその情報を共有する」ことが強調されている。これらの点は、本稿の後半の保育所等の就学前施設における子育て支援にも見られ、レビューした長野県と福井県の取り組みでは、発達特性や発達の遅れがある子どものみならずその保護者が一緒になって小集団遊びに参加すること、保育士等の支援者とのやり取りを通じて保護者が自身の子どもの発達特性や発達段階を理解することが行われる。これらのことから、我が国で実施される乳幼児健康診査後のフォローアップでは、発達特性や発達の遅れを示す幼児に対しては集団遊びの提供、その保護者に対しては自身の子どものふれ合いと発達特性や特徴の理解の促進が主に実施されていると考えられる。後者は、乳幼児の健康診査後のフォローの内容として適切ではないという印象を与えるかもしれないが、我が国の母子保健のあり方の一端には、育て難さを感じる親に寄り添う支援の提供（健やか親子 21）があることからすれば、妥当な支援のあり方である。

一方で、今回のレビューから課題も明らかになったと思われる。第一に集団遊びの内容である。本稿で取り上げた自治体の多くでは、乳幼児健康診査後のフォローアップでは、対象の親子に小集団遊びの機会を提供していたが、その内容（小集団で行う遊びの内容）は様々であった。これは、発達特性や発達の遅れを示す乳幼児に対して、必要で適切な発達支援や介入の内容が国内で明確にされていないことを示唆するものである。一部では、親子教室の効果検証が行われているが（税田，2012）が、対象者数の少なさ等の研究調査自体の限界や、そもそも国内に乳幼児健康診査後のフォローアップに関する知見の少なさがこの背景にある。そのため、今後、乳幼児健康診査後のフォローアップとして「親子教室」で何がなされるべきかについての検討や検証がなされる必要がある。

これに加えて、フォローアップの対象者の多様性も問題である。今回レビューした多くの親子教室において、「乳幼児健康診査の結果、フォローが必要と思われる乳幼児」を対象としていた。肯定的な見方をすれば、どのような発達の問題を示す乳幼児とその保護者も対象とされると言えよう。しかし一方で、国内のフォローアップ体制では、対象の乳幼児の発達特

性が考慮されずに、どの対象児に対しても一様な介入・支援が実施されているとも理解できる。同じ発達障害群に位置づけられていたとしても、自閉スペクトラム症 (Autism Spectrum Disorder; ASD) と注意欠陥多動症 (Attention Deficit/Hyperactive Disorder; AD/HD) の主症状は異なり、ASD では社会性、AD/HD では多動性や不注意が中核症状になる。このことから、ASD 特性と AD/HD 特性を有する幼児の介入や支援のあり方は異なるはずであり、異なる支援や介入がなされるべきである。しかしながら、我が国における乳幼児健康診査では、非定型の発達を検出に主眼が置かれ、乳幼児個々の発達の特徴が検出できておらず、問題を示す乳幼児の個人的な特性に合わせた介入や支援が実施されていない状況にあると考えられる。今後、より効果的なフォローアップ体制の構築を図る上で、乳幼児健康検診のあり方等の検討が急がれる。

最後に、乳幼児健康診査後のフォローアップの基本的な構造である。本稿では、一部、保育所や幼稚園などの就学前施設で実施されるフォローアップ事例を紹介したが、乳幼児健康診査後のフォローアップは保健センターなどの公的機関で主に実施されている。このため、地域で行われる健診後のフォローアップは平日に実施されることがほとんどである。さらに、本稿が示したように、国内におけるフォローアップの介入・支援は、発達の遅れや発達特性を示す乳幼児のみならず、その保護者（ほとんどが母親）が参加するシステムで運用されている。これらを踏まえると、発達の遅れや発達特性を示す乳幼児を抱える保護者（特に母親）は、フォローアップを受けるために、平日の日中に多くの時間を割く必要があると思われる。つまり、乳幼児健康診査で問題を指摘されなかった保護者と比べ、発達の遅れや発達障害の兆候の問題を指摘された乳幼児の保護者は平日の就労が困難になりやすいと推測できる。折しも、近年、政府は「ニッポン一億総活躍プラン」(2016 年 6 月 2 日閣議決定; 内閣府, 2016) を掲げ、「女性が輝く社会」や「夢をつぐむ子育て支援」の形成を目標としている。これらのことを踏まえると、現在の乳幼児健康診査後のフォローアップ体制は国の方針とは矛盾するあり方となっているといっても過言ではない。さらに、国の方針のみならず、近年、共働き世帯が増加している社会背景を鑑みれば、国や地方自治体は乳幼児健康診査後のフォローアップとして、保護者同伴でなくても実施できる体制や土曜日などの週末に実施できる体制を整える必要がある。そのため、本稿の後半部で紹介した事例のように、保育所や幼稚園など就学前施設における乳幼児健康診査後のフォローアップや発達支援の実施の充実が強く推進されるべき課題であると考ええる。

引用文献

- 安藤 節子・小笠原 京子・猿田 興子・蛭田 一美・佐々木 啓子. (2016). 秋田県における子育て支援について—秋田県内幼稚園・保育園・認定こども園及び子育て支援センターの実態と課題—. 聖園学園短期大学研究紀要, 46, 19-88.
- 別所 尚子・竹内 未央. (2016). 大津市における乳幼児健診と子育て支援. 障害者問題研究, 44, 114-119.
- 近藤 直子. (2014). 乳幼児期の発達保障における保育所・幼稚園の役割. 障害者問題研究, 42, 162-169.
- 栗栖 小枝子・部谷 加奈美・山田 美鈴・三田 一美. (2014). こども発達支援センター（専門施設）と保育所等の連携による支援 乳幼児健診からはじまる地域療育ネットワーク. 障害者問題研究, 42, 45-49.
- 森田 望・渡邊 真伊. (2012). 保育園・常勤臨床心理士の取り組み. 子育て支援と心理臨床, 5, 68-72).
- 内閣府. (2016). 平成 27 年度男女共同参画社会の形成の状況及び平成 28 年度男女共同参画社会の形成の促進施策（平成 28 年度版男女協働参画白書）.
<www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h28/gaiyou/pdf/h28_gaiyou.pdf>
- 内閣府. (2016). ニッポン一億総活躍プラン.
<<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/pdf/plan1.pdf>>
- 中山 文子. (2011). 地域子育て支援領域への心理臨床的取り組み～保育園巡回相談・小集団プログラムから見えてきたこと～. 地域総合研究, 12, 93-104.
- 西原 睦子. (2011). 大津市における障害の早期発見と療育システムの考察 要発達支援児への療育システムの試みを中心に. 障害者問題研究, 39, 177-184.
- 税田 慶昭. (2012). 親子遊び教室における発達障害リスク幼児の行動変化の検討—自由場面・設定場面に着目して—. 特殊教育研究, 50, 34-43.
- 篠原 純代. (2017). 堺市にみる乳幼児健診からはじまる地域療育 堺市社会福祉事業団の取り組みから. 障害者問題研究, 45, 19-26.
- 竹内 恵子・森尾 恵理・瀧波 洋子・長谷川 清美・橋本 かほる・津田 明美. (2015). 在籍保育園における親子療育教室の有用性—養育支援の視点から—. 福井大学初等教育研究, 1, 11-18.
- 吉田 文子. (2017). 子どもと親に寄り添う障害児相談支援事業. 障害者問題研究, 45, 27-32.

オ．巡回支援専門員および地域の巡回相談支援において一般の子育て支援機関に行う専門的支援に関する現地訪問調査

1．目的

今後、インクルーシブな支援を展開していくためには、巡回相談支援を効果的に活用し、子どもが所属する地域・園等の施設で適切な支援が行われていくことが望ましい。しかしながら、現在のところ、巡回支援専門員が主体となって効果的な子育て支援を行う地域は多くない。そこで、現在、巡回支援専門員を活用している自治体、および、巡回支援専門員ではなくても地域の特色ある巡回相談支援を行っている自治体を訪問し、効果的な巡回相談支援の在り方や自治体における枠組みの課題について検討することを目的とする。

2．方法

(1) 調査対象

巡回支援専門員を活用している 5 つの地域と、巡回支援専門員整備事業の制度は活用していないが効果的な巡回相談支援を行っている 4 つの地域を調査対象とした（表 1）。

表 1 調査対象地域

	地域	総人口
活用あり	青森県弘前市	174,500
	山形県酒田市	104,317
	静岡県浜松市	806,407
	岡山県岡山市	719,302
	佐賀県鳥栖市	73,203
活用なし	福島県白河市	61,628
	愛知県大府市	91,384
	愛知県南知多町	18,571
	鹿児島県奄美市	43,723

(2) 訪問調査

各地域に事前に連絡をとり、調査員が訪問日時を約束して訪問調査を行った。調査は、基本的に調査票に沿って行った（各自治体に回答してもらった調査票は巻末資料参照）。

3．結果

巡回支援専門員の配置がある地域とない地域ごとに結果を述べる（以下「Q」は質問番号）。

(1) 巡回支援専門員の配置がある地域

① 調査結果

Q1. 配置している巡回支援専門員の人数および職種（表2）

表2 配置している巡回支援専門員の人数・職種									
	人数	医師	臨床 心理士	言語 聴覚士	作業 療法士	児童 指導員	保育士	その他	その他内容
青森県弘前市	34	2	4	1	1	3	15	8	介護福祉士、社会福祉士、中学校教諭
山形県酒田市	2	0	0	0	0	0	0	2	精神保健福祉士、教員資格者
静岡県浜松市	12	0	6	1	0	0	5	0	
岡山県岡山市	10	0	1	0	0	0	0	9	巡回指導は大学教授等6名、作業療法士1名、教育委員会。巡回相談は保幼課職員2名、電話等の相談は保幼課指導係職員
佐賀県鳥栖市	1	0	1	0	0	0	0	0	

Q2. 巡回支援専門員の担当部署（委託機関）、受付窓口、対象施設、昨年度の実績（表3）

表3 巡回支援専門員の担当部署(委託機関)、窓口、対象施設、訪問実績				
地域	部署	窓口	対象施設	訪問実績
青森県弘前市	事業所への委託 ・弘前大学大学院医学研究科附属子どものこころの発達研究センター ・社会福祉法人弘前大清水学園、 ・発達サポートステーション大空(特定非営利活動法人銀河)、 ・児童発達支援センターはあと(社会福祉法人七峰会、自立支援・児童発達支援拓心館グループ)	健康福祉部 福祉政策課 障がい福祉係	保育所、こども園、幼稚園、認可外保育所	訪問施設数: 54か所 施設訪問: 237件 保護者相談件数: 18件
山形県酒田市	酒田市健康福祉部福祉課	福祉課発達支援室	保育園(企業保育所含む)、幼稚園、児童発達支援センター	H28年度: 訪問回数124回、訪問園数40園、相談者実数453名、相談者延べ人数675名
静岡県浜松市	障害保険福祉課 (委託先: 浜松市根洗学園、児童発達支援センター「ひまわり」)	委託事業所/傷害保険福祉課	公立幼稚園、私立幼稚園、公立保育園、私立保育園、認定こども園、地域型保育事業、認証保育園、認可外保育園	実施実園数113園、実施延園数258園、支援延人数1230人
岡山県岡山市	岡山っ子育成局 保育・幼児教育課	指導係	巡回指導(公私立拠点園・公立一般園8園) 巡回相談(希望する公私立保育園・認定こども園…拠点園含)	巡回指導: 拠点園11園×3回=計33回 一般園 8園×2回=計16回 巡回相談: 私立 62回、公立 88回
佐賀県鳥栖市	鳥栖市社会福祉課(NPO法人さるく)	鳥栖市社会福祉課(NPO法人さるく)	鳥栖市内の公立・私立の保育園、幼稚園、子育て支援センター、児童発達支援センター等	平成28年度実績: 保育園=12か所 / 延べ84回 幼稚園=5か所 / 延べ21回 支援センター・児童発達支援事業所

Q3. 巡回相談支援の内容について

Q3-1. 実施内容（図1）

巡回支援専門員が支援を実施している内容について、「施設職員へのコンサルテーション」「施設職員への研修」「保護者の個別相談」「対象児のアセスメント」「対象児の支援」「その他」から、回答してもらった。

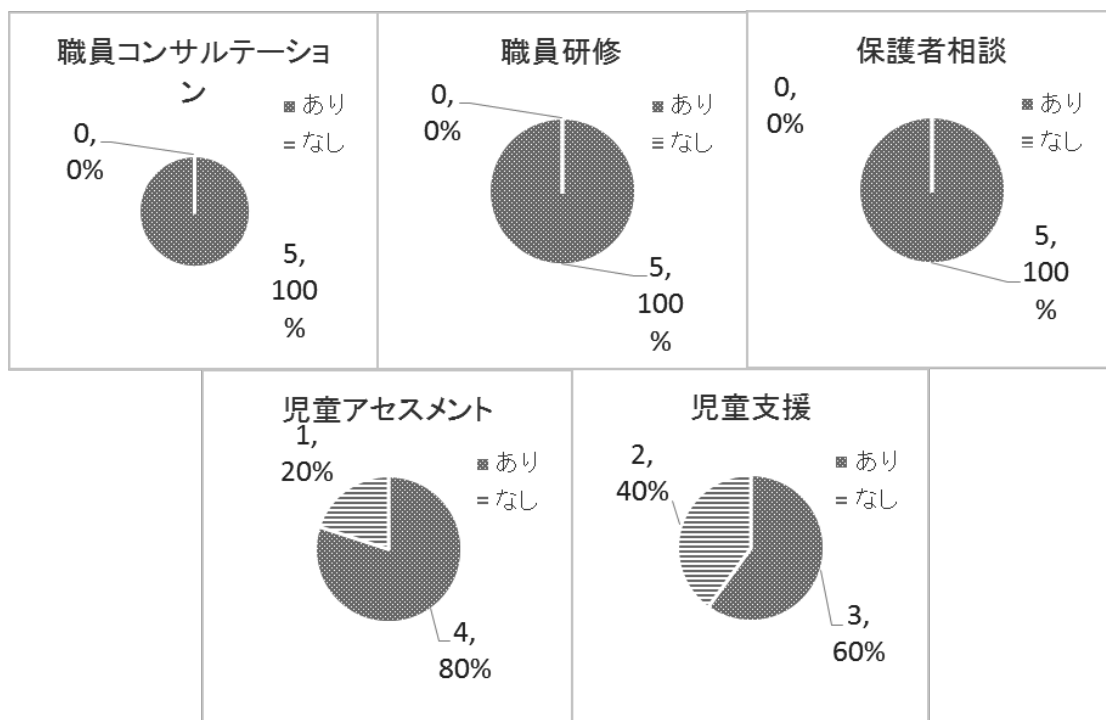


図 1 巡回支援専門員の支援実施内容

Q3-2. 障害種別 (図 2)

巡回支援専門員が対応している障害および子どもの状態について、「ASD (自閉スペクトラム症)」「ADHD (注意欠如多動症)」「DCD (発達性協調運動障害)」「知的障害」「診断のない気になる子ども」「その他」から、回答してもらった。

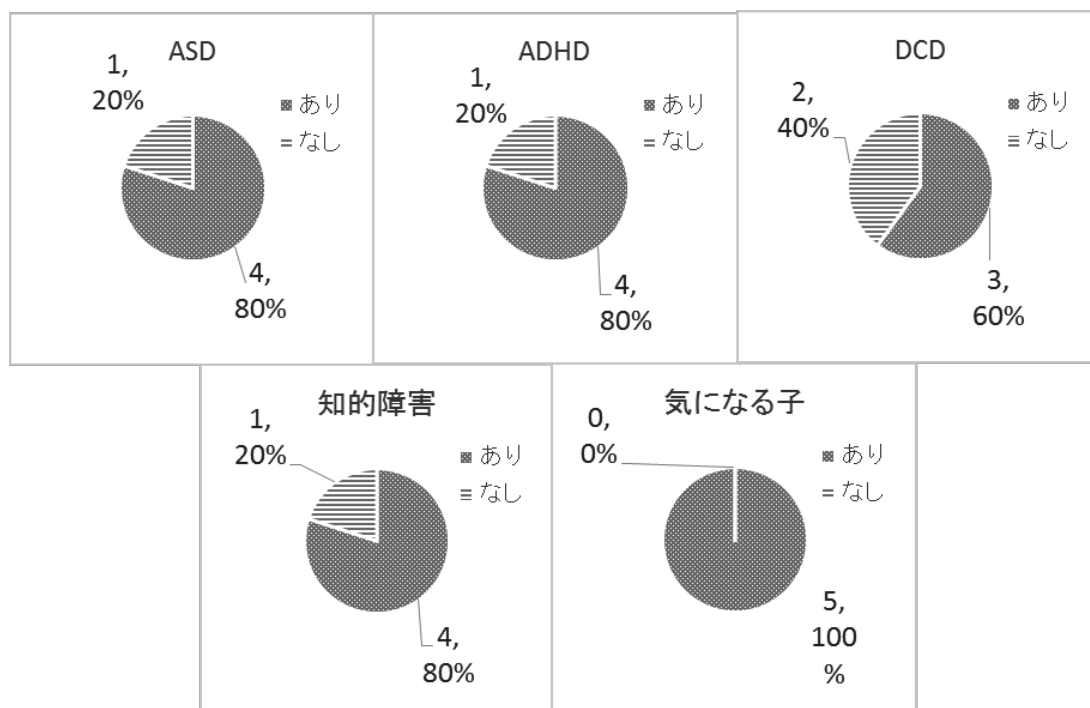


図 2 巡回支援専門員が対応する子どもの障害や状態

Q3-3. 施設からの主訴種別（図 3）

巡回支援専門員が訪問する先の施設からの主訴について、「対象児の発達障害特性」「対象児の行動問題」「対象児の情緒問題」「保護者への対応の仕方」「職員自身の悩み」「その他」から回答してもらった。

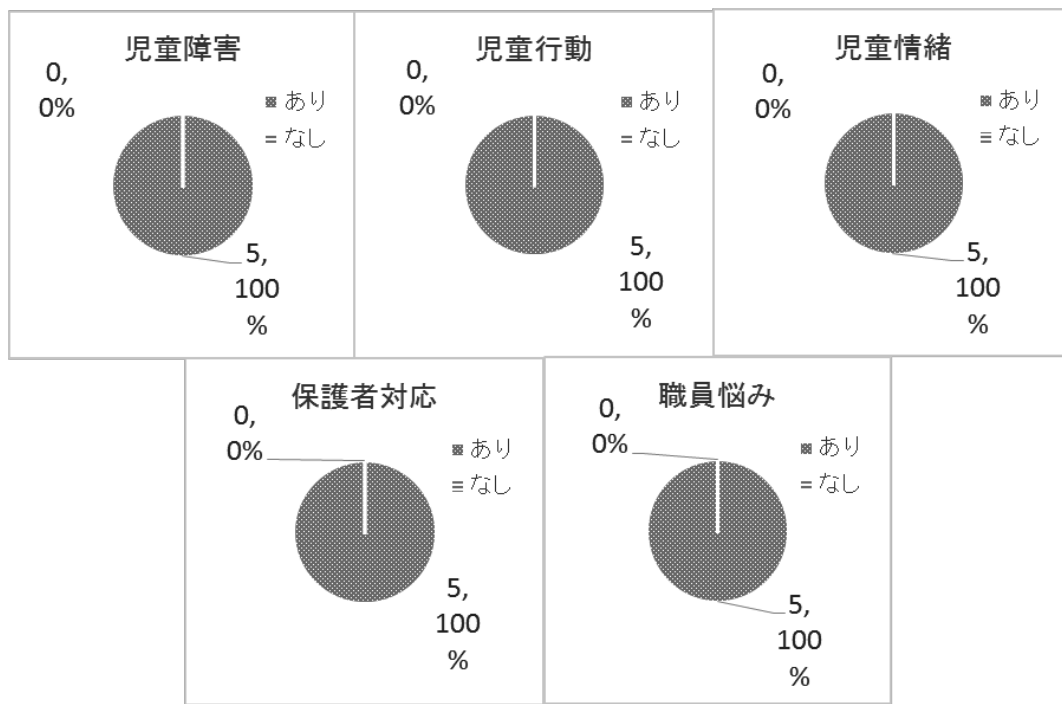


図 3 施設からの主訴種別

Q3-4. 保護者からの主訴種別

保護者からの主訴について、「対象児の発達障害特性」「対象児の行動問題」「対象児の情緒問題」「保護者への対応の仕方」「職員自身の悩み」「その他」から回答してもらった。

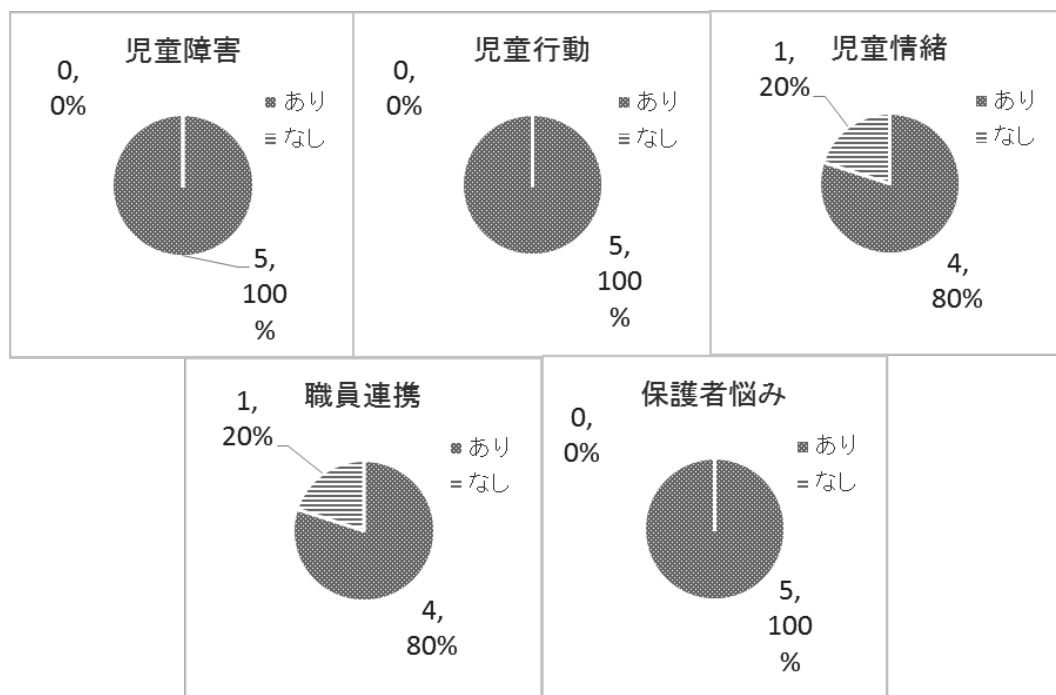


図 4 保護者からの主訴種別

Q4. 巡回支援専門員に関する利用者側（施設職員）の反応、現在の課題、今後の活用想定について、自由に回答してもらった。

Q4-1. 巡回相談支援についての反応（表 4）

表4 巡回支援専門員に対する反応

気になっている子への対応の仕方についてアドバイスをもらうことができ、参考になった。
専門的に観察してもらえるのがよかった。

- ・アドバイスを踏まえた保育実践をしたことで、保育がしやすくなった。
- ・巡回事業自体は開始して10年になるため、地域に定着し、園関係者・保護者に浸透してきており、相談件数の増加が著しくニーズが多い。
- ・助言を聞き入れて次回の巡回までに実施していただける園が増えてきた。一方で支援方法を提案しても、園の方針やポリシー等により受け入れが難しく、実施に至らない園もある。園のリソースを確認した上での提案が必要と感じる。
- ・障害特性に特化した専門的なアドバイスを受けられ、こどもの見立て、保護者支援等に活用できた。
- ・今回、拠点園を訪問し、直接園長より話を聞いた。
- ・巡回相談を希望する一般園・拠点園では、巡回相談が年間2回で、スーパーバイザー（公立保育園長経験者）による一般的な相談を受けられる。
- ・拠点園にて、年間3回、巡回指導がある。午前は保育観察・保護者へのアドバイス及び午後は職員研修を行っており、1回は就学に関することを教育委員会、あと2回は大学教授などの有識者を呼ぶ。職員全体の障害児保育の力をあげていくことができる。また、職員が一般園に転勤することで、その園の障害児への保育力を上げていくことができる。
- ・公立一般園8園は、年2回大学教授などの有識者による巡回指導を受けている。午前は保育観察、午後は職員研修を行っている。
- ・各施設で利用満足度のアンケートを実施されている。それを参照されたい。

一保育士間の連携・共通理解に役立ち、意見交換などの良い機会となっている。

Q4-2. 巡回支援専門員活用における課題（表 5）

表5 巡回支援専門員活用における課題

・1日のうちの数時間の観察になるため、日常生活全般の行動を見て欲しい。 ・利用日数を増やせるとよい。 ・希望に予定が合わないことがある。 ・各園での対応に関する助言を行っても、園によっては実行していただけないこともあり、格差が出ている。各園に気になる行動をするお子さんの数がとても多く、保育士不足のための対応の困難さがあるという訴えが多い。 教育委員会との連携も行ってスムーズな就学を目指してはいるが、往々にして新学期の小学校担任に共有した情報（保護者同意済み）が伝わっていないことがあり、次年度の課題として挙げられる。 ・緊急度の高い子どもが、KIDSを参考にして園の中で対象児の優先順位を決めたようで、2回目3回目の巡回で初めて挙がってきたことがあった。園で簡単に実施ができ、緊急度（発達、行動、情緒、家庭環境等）を算出できるチェックリスト等があると良いと感じる。 ・巡回相談日に子どもの特徴が現れそうな活動や場所が設定されないことがあり行動の現われが見られないこともあったため相談内容によって利用者側の設定も必要ではないかと思う。 ・園より「○○のテーマについて講話をしてほしい」との依頼があった。内容によっては応じることが難しいこともある。 ・タイムリーに活用できる体制が必要。 ・発達障害者支援センターに所属の臨床発達心理士が保護者の希望と園の同意があった場合、園に訪問し、児童の行動観察の上、発達と心配な行動の評価と対応を保護者と園で共有できるように助言を行う。必要があれば医療等専門相談への促しも行う。非正規の嘱託職員で実施しているので継続のための人材確保が課題。 ・園・家庭・地域・医療・福祉における、継続的支援が課題だと思う。

Q4-3. 今後、巡回支援専門員をどのように活用したいか（表 6）

表6 今後、巡回支援専門員をどのように活用したいか

・より日数を多くして利用したい。 ・今後もアドバイスを受け、保育に活かしていきたい。 ・現在の相談の流れを継続していきたい。次年度から1名増員の予定。 ・教育委員会との連携、各学校への確実な情報共有の方策を検討し、より効果的な就学支援体制を構築したい。 ・障害疑い児の早期発見、スクリーニング ・園の対応力向上 ・園の環境改善 ・放課後児童会への巡回支援等、巡回先の拡大 ・巡回指導・巡回相談の中でアドバイスを受けることで、障害児保育の質を高め、障害児の理解・保育力をあげる。 「気になる子」を継続的に支援できる体制を目指していきたい。よって、多機関の連携を重視していく。

Q5. 巡回支援専門員に実施している研修内容、求めるスキル、実施したい研修内容について自由に回答してもらった。（表 7, 8, 9）

表7 現在実施している研修内容

- ・発達障害支援者研修会(国立障害者リハビリテーションセンター主催)
- ・国リハの研修や発達境界のセミナーへの参加。
検討で実施する研修への参加。
- ・個人でしているので、いまのところはないが、将来的には必要。
依頼している講師の先生に実施している研修はないです。
- ・携わるスタッフ全員による定期的なミーティングにおいての情報交換。
- ・随時ケースに関する検討の機会を設けること。
- ・巡回支援事業事例検討会の実施(年4回開催)。アドバイザーとして医師等を招き、事例検討を通じて支援の基本となるアセスメントスキルを評価し、スキル向上を図っている。
- ・保育所等訪問支援事業と合同での連絡会を実施し、連携を図っている。

表8 巡回支援専門員に求める力・スキル

- ・教育との連携、必要な支援へと繋ぐコンサルテーション力。
- ・お子さんの発達特性や行動、場面に応じた具体的な支援策の提供。
保護者や関係者との相談面接技術。
- ・障害特性や支援方法についての知識。アセスメント力。それらをわかりやすく説明する力。
- ・園の職員配置や環境要因を考慮し、実施可能な範囲で支援方法を提案すること。
- ・医療機関、公的機関等についての情報と連携の仕方についての知識。
- ・社会制度(福祉)に関する知識。
- ・ABA(応用行動分析)・CBT(認知行動療法)・TEECHのような環境調整の技法・カウンセリングの技法などは、必要。とくに、現場で観察し問題や成長を確認するスキルは最重要。また、それぞれの年齢帯でどれくらいのことができるかというアセスメントスキルも必要。

表9 実施したい研修

- ・課の方では、適切な研修会を探すのに一定の限界もあるので、良い研修会があれば随時情報をいただきたいと考えている。
- ・未定。次年度採用の巡回支援専門員については、知識の獲得や研修だけでなく、できるだけ現場に同行させることで、発達だけでない多様な子供・家庭・保護者の実態を踏まえること、医師の診察場面の同席などによる他機関連携など、多くの実践経験を積ませることが重要と考えている。
- ・障害特性、支援方法についての知識やアセスメントについて。
- ・コンサルテーションについて。
- ・地域連携について
- ・他地域の巡回事業の活用や事例検討会について
- ・保護者支援について
- ・実際の行動観察スキルを育てるような研修。VTR画像をもとに、視点を育てるような研修。また、市町村レベルで専門員制度の活用が増えてきた場合は、スペシャリストを育成するのではなく、そこそこ一定のスキルのある人が現場をまわり、専門家(スペシャリスト)が統括して事例相談・検討をするような研修制度が必要か。そのためのシステムづくりや研修が必要。

Q6. 巡回支援専門員制度や配置・活用に関する体制上の課題について、「人材の不足」「財源の不足」「地域の施設の認知不足」「施設の利用率の不足」「その他」から回答してもらった。

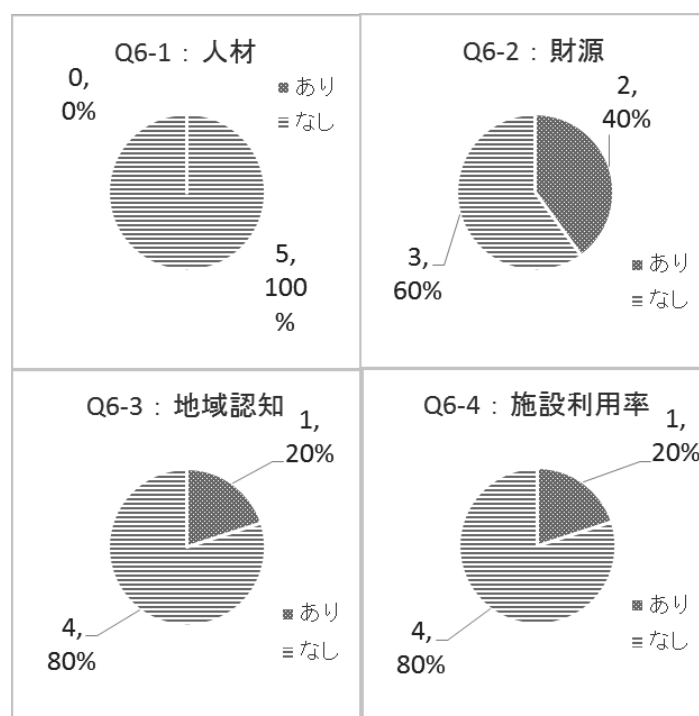


図 5 巡回支援専門員制度や配置・活用に関する体制上の課題（複数回答可）

② 考察

巡回支援専門員整備事業を活用し、巡回支援専門員が巡回相談を行っている地域では、ニーズが高く、子育て支援機関における効果的な活用も進んでいると考えられる。一方で、巡回相談支援の希望が高く、対応人数が追いつかなかったり、優先して対応すべき子どもが巡回相談支援の希望を出す段階で適切に選定されていなかったりすることが課題として考えられた。事業の体制上の課題としては、5つのすべての自治体が、「人材の不足」を課題として挙げた。巡回相談支援に適切な専門性や地域連携の力をもった専門員をいかに育てるかは大きな課題である可能性がある。

（2）巡回支援専門員の配置がない地域

① 調査結果

Q1. 所属部署に配置されている専門的技能を有する職員（表 10）

表10 所属部署に配置されている専門的機能を有する職員の人数・職種

	人数	医師	臨床 心理士	言語 聴覚士	作業 療法士	児童 指導員	保育士	その他
福島県白河市	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知県大府市	6	0	3	0	0	0	3	0
愛知県南知多町	45	0	0	0	0	0	45	0
鹿児島県奄美市	4	0	0	0	0	0	4	0

Q2. 発達障害児・気になる子ども支援の実施実態（表 11）

表11 発達障害児や気になる子どもに対する保育等施設における支援

地域	保育等施設における支援(直接的支援)	保育施設・職員への支援(間接的支援)
福島県白河市	こども支援課で「のびのび教室」「発達相談会」等を実施 相談支援事業として相談支援専門員が幼稚園・保育園を訪問	障がい児サービス(通所支援)についての情報提供など
愛知県大府市	子育て支援事業「JOYJOY」で親子に対する支援 保育園入園の再面接の時に、臨床心理士から保護者に助言をすることもある。	保育園入園の再面接の時に、臨床心理士から助言をすることもある。
愛知県南知多町	母子通園施設については、事業所登録をしていないため、手帳交付や診断が無い子どもでも、発達や姿に合わせて受け入れをしている。保育所では、サポートファイルを持っている子どもについては、保育所長の責任のもと、保護者との面談の機会を作り、家庭と保育所が子どもの共通理解ができるように対応している。	臨床心理士による保育所訪問や療育についての研修会を開催し、保育士の資質向上につなげている。また、必要に応じて保健師や指導保育士が保育所へ訪問し、子どもの姿を見ながら、支援方法を話し合うようにしている。
鹿児島県奄美市	子どもの様子を見たり、面談、相談をしたり。保護者に概要を聴いて、助言。親子教室につなぐ。保健所の相談会や県の巡回相談につなぐ。 ペアレント・プログラムの実施。(親子教室)	実際の保育の観察と助言とカンファレンスでの助言 ペアレント・プログラムを活用した職員研修。

Q3. 発達障害児や気になる子どもに関する相談の現状・課題・困難な相談例などについて、自由に回答してもらった。

Q3-1. 保育等施設の発達障害児・気になる子の把握・共有方法（表 12）

表12 発達障害児や気になる子どもの把握方法

福島県白河市	こども支援課や相談支援専門員とこまめに連携を図り、障がい児サービスにつなげ、早期な療育支援に努めている。
愛知県大府市	
愛知県南知多町	乳児健診、事後フォローの会、保育所入所面接、保育所での生活など乳幼児に関っている保健師、保育所保育士、指導保育士が場面を捉えて情報交換をし、子どもの姿を共有している。臨床心理士の保育所訪問では、指導保育士、保健師、教育委員会指導主事、小学校教諭が参加し、子どもに関する全ての機関が情報共有できるように対応している。なお臨床心理士は保健センターの発達相談も担当しており、どこでだれが支援のキーパーソンとなり、どういった支援が必要か、町内の関連部署が連携しながら対応を行っている。
鹿児島県奄美市	・保育士から保健師への電話連絡で相談され、親子教室につなぐ。 - 決まった把握の様式はない。やちやご相談の問診票。個別の支援計画は保育の中ではない。⇒相談につなげられる有効利用はされている。 ・3園のみ、気になる子の整備事業があり、そこではアセスメント・シートがある。⇒家族や園で困っていること、取り組んでいることについてのシートなので、わかりやすくなる。 ・一部の地域はピンク・カードで把握されている。妊娠期からの健診の記録も家庭訪問の記録や親子教室の資料。⇒出生が100以下というのと、書類の移動の関係で建物の距離の問題がある。 ・1・6健診 問診票(市の問診票) やりとりの疎通性。3健 問診票。対人コミュニケーション。 ・電子化は、予算の関係上むずかしい。

Q3-2. 発達障害児・気になる子の支援の課題について、子ども支援・保護者支援・施設支援をそれぞれ回答してもらった。(表 13)

表13 発達障害児や気になる子どもに関する支援における課題

	子ども支援における課題	保護者支援における課題	施設支援における課題
福島県 白河市	障がい児通所事業所、相談支援専門員の不足 支援員の質の向上	障がい児通所事業所、相談支援専門員の不足 支援員の質の向上	障がい児通所事業所、相談支援専門員の不足 支援員の質の向上
愛知県 大府市	加配担当保育士が日によってかわるために、情報共有はしているが、子どもに対して一貫したサポートが難しいことがある。加配保育士が統一できないのは、保険制度上の扶養の制限の問題もある。	肢体不自由で支援が必要な子どもに対するサポート	保育士の不足。加配保育士の予算が日中しかつけられない。
愛知県 南知多町	療育を必要と思われる子どもでも、保護者の理解が得られず、保育所で受け入れ、加配をつける形で対応することも少なくない。保育所の中で、その関わり方を模索している現状があり、療育指導にうまくつなげられないことがある。また、保育士自身の療育に対しての知識不足や、保育士数の不足も感じる。	子どもの行動に関心を示さず、問題行動を伝えても理解の得られない保護者や、田舎であるため世間体や祖父母の理解が得られず療育指導につながらないこともある。	母子通園施設が開設されて4年目となり、母子通園での生活の内容や、流れは整ってきたが、保護者支援、母子分離、保育所移行での対応など、課題は多い。また、限られた職員での対応についても今後の課題となっている。
鹿児島県 奄美市	・保育園での加配(2園程度)⇒保育士確保の関係。 ・児童発達支援センター1か所。事業所が1か所。⇒入所待機がある。6月くらい行こう。 ・支援の質の問題;保育士が継続せず、質が上がらない。 ・のぞみ園では、アセスメントは、県の児童デイのアセスメント評価表。保育士のみ。 ・事業所は、運動療育。10月に始まったばかり。 ・放課後デイは、5か所。質は、さまざま。お預かり的で、発達支援の視点でやっているところとしては、2か所は頑張っている。塾的なものが2か所と運動療育1か所。残り1か所は、お預かり的。	・ペアレント・プログラムをやっている。 ・地域療育等支援事業で、親の相談や、思春期親の会、就学親の会とかを行っている。⇒自閉症の親の会ができない、思春期対応が難しい。療育を受けていない親の支援ができていない。つながっていない親たち。	・地域療育等支援事業で、施設支援を年に5回程度。研修会を行う等。放課後デイ職員の勉強会を年に数回やっている。 ・要望も多く受け入れもいいが、幼児期が学んでいるのに対して、中学校・高校が難しい。 ⇒子どものこと、センターの役割だが、訪問機能をどうするか。 ⇒保健師の確保の問題。要フォローの子どもの追跡がなかなか難しい。健診にマンパワーがかけにくい。見る視点の統一が必要かな。

Q4. 保育等施設職員に実施している研修内容、求める力・スキル、今後実施したい研修内容について回答してもらった。(表 14, 15, 16)

表14 実施している研修内容

福島県白河市	実施なし
愛知県大府市	・ペアレント・プログラムを施設長補佐や主任の研修として実施。 ・年1回、臨時職員(加配、延長担当)対象に、子どもの姿や考え方について、研修を行っている。
愛知県南知多町	・臨床心理士による保育所訪問(2園各4回 4園各2回) * 町内全園対象 ・知多地域障害者生活支援センターらいい研修(保育所2園2回 母子通園施設 3回) * 知多圏内を対象としたもの ・保育士療育研修(大学教員 5回) * 全職員対象(パート含む)、町独自での開催
鹿児島県奄美市	・ペアレントプログラム ・保育士会の発達障害の勉強会(年に2回)と事例検討会

表15 施設職員に求める力・スキル

・保護者の思いを受け止め、安心感を与えるスキル ・具体的な支援方法についての専門的知識 ・医療的ケア児の受け入れに必要な知識 ・言葉・身体の発達 ・療育を必要とする子どもや、発達や行動が気になる子どもの理解と対応力 ・保育所で、困っているという子がいたら、困ったままにならないように、保育所の中で関われるようなスキルがあった方が、いつまでも困ったどうしようにならないように。 ・保健師も情報をどう共有するのか、つなげるのか、方針を持っていくというのができるように。 ・保育所でペアレントプログラムがどこでもできる体制ができるといい。 ・保護者の支援がもう少しできるようになってほしい。
--

表16 今後実施したい研修内容

・臨床心理士訪問 ・療育研修(子ども理解) ・保護者支援 ・放課後児童クラブの職員対象のペアレントプログラム研修等
--

Q5. 今後の巡回支援専門員の配置検討

Q5-1. 巡回支援専門員の配置検討の有無

巡回支援専門員の今後の配置について検討しているか尋ねたところ、4つの自治体全てが「検討なし」と回答した。

Q5-2. 配置を検討していない理由について自由に回答してもらった。(表17)

表17 巡回支援専門員の配置を検討していない理由

福島県白河市	こども支援課主催の「白河っ子応援事業」で巡回支援を実施できているため
愛知県大府市	巡回支援専門員の認識不足。 担当園長・指導保育士と、部分的に臨床心理士が訪問している状況のため。
愛知県南知多町	巡回支援専門員の認識不足
鹿児島県奄美市	島内での取り組みになるので、県の事業の活用が現状としては有効である。

② 考察

今回、巡回支援専門員の配置をしていない訪問地域は、いずれも人口は10万人以下の地方の自治体であった。どの地域も地域で活用可能な人材や仕組みを効果的に使い、巡回相談支援を行っていた。巡回支援専門員整備事業の今後の活用については、いずれの自治体も検討していなかった。その理由としては、保育所での発達障害や気になる子の支援を行うために、子育て支援や保育の担当部局がすでに有効に動いているため、障害福祉担当部局が関わるこ

とになる巡回支援専門員整備事業を必要としていないということもあるようであった。また、巡回支援専門員整備事業を認知していなかったという理由も挙げられた。

4. 考察

本章では、現在、巡回支援専門員を活用している自治体、および、巡回支援専門員ではなくても地域の特色ある巡回相談支援を行っている自治体を訪問し、効果的な巡回相談支援の在り方や自治体における枠組みの課題について検討することを目的として調査を行った。その結果、今回訪問した、巡回支援専門員を活用している地域では、専門員がうまく機能し、巡回相談支援を行っていることが考えられた。一方、巡回支援専門員を活用していない地域においても、巡回相談支援は効果的に行われていた。すでに子育て支援部局で効果的な支援が行われているということや、離島という地理的な条件から市町村の事業である「巡回支援専門員整備事業」よりも県全体の取り組みとして行った方が有効であるということも理由として挙げられた。

今回は、巡回相談支援という仕組み自体はうまく機能している地域を選定し、訪問調査を行った。今後は、より幅広い自治体を対象とした調査を実施することができれば、さまざまな自治体の詳細な巡回相談支援の取り組みや、巡回支援専門員の活用の有無について地域に合わせた理由を知ることができるだろう。

カ. 検討委員会の実施状況

1. 検討委員会の実施

1 回の予備的検討会議、および 3 回の検討委員会を実施した。

2. 検討委員会のメンバー

次の 5 名が検討委員会を構成した。

所属	氏名
中京大学 現代社会学部	辻井 正次
広島修道大学 健康科学部	黒田 美保
名古屋大学 心の発達支援研究実践センター	永田 雅子
佐賀大学 学生支援室	中島 俊思
上智大学 総合人間学部	大塚 晃

3. 検討委員会の日程および内容

(1) 予備検討会議

平成 30 年 11 月 21 日（火） 於 大府市勤労文化会館 つつじの間 A

訪問調査先の検討、文献調査の担当の決定の打ち合わせのほか、巡回相談支援の各地域の現状や本事業の調査項目に基づき、研修テキストの章立てについて話し合った。

(2) 第 1 回検討委員会

平成 30 年 1 月 28 日（日） 於 安条市民会館

訪問調査をすでに行った地域についての調査結果報告、訪問調査先の再検討および最終的な確定、研修テキスト執筆の内容についての検討および執筆者について話し合った。

(3) 第 2 回検討委員会

平成 30 年 3 月 11 日（日） 於 稲沢市民会館

訪問調査を行った地域について、実態の報告を行った。それを踏まえて、研修テキスト、

自治体向けマニュアル、リーフレットの内容について確認し、加筆修正すべき内容について話し合った。障害福祉のセクションだけでなく、子育てのセクションでも共通認識がなされるよう、「インクルーシブな支援」を軸としてまとめていくことの必要性が確認された。

（４）第３回検討委員会

平成 30 年 3 月 25 日（日） 於 TKP ガーデンシティ PREMIUM 名古屋ルーセントタワー
今年度の調査で明らかになったことを共有し、巡回支援専門員の現状と課題について話しあった。巡回相談支援そのものはどの自治体にも必要であり、インクルーシブな支援を行うために有用であることが確認された。しかし、現行の市町村単位の巡回支援専門員整備事業では、障害福祉課が制度を担うことになるが、一般的な子育て支援機関における子育て支援は子育て支援課が担当していることが多く、事業が課をまたいで共有されない限り、自治体によっては思ったような効果が得られていないということが課題として考えられた。

キ. 成果の公表方法

本事業における成果物は、下記 4 点である。

- ・ 本報告書
- ・ 巡回支援専門員向け研修テキスト
- ・ 自治体向け巡回支援専門員活用マニュアル
- ・ 巡回支援専門員周知のための案内

これらは、特定非営利活動法人アスペ・エルデの会のホームページに掲載・公表し、閲覧ができるようにする。

ク. 事業のまとめと今後の展望

1. 事業のまとめ

本事業では、発達障害児者支援のひとつとして 2011 年に始まった「巡回支援専門員整備事業」のさらなる活用について、現状と課題を明らかにするための文献調査および訪問調査を行った。

文献調査では、乳幼児健診（1 歳半、3 歳）でフォローアップの必要性が指摘された子どもが、専門的な療育機関や医療機関以外でどのような支援を受ける機会があるのかということを確認するために、現在、論文や実施報告の形で公開されている文献についてレビューを行った。5 つの自治体の取り組みと、3 つの保育所での取り組みを取り上げた。結果、自治体や保育所が行う専門的支援は、発達障害の診断の有無にかかわらず親子支援の観点で行われる点で効果があることが示唆されたが、それについて明確な実証的研究は存在せず、支援方法も確立されたものはないことが明らかになった。また、現代の時代的ニーズを考えると、保育所等の一般的な子育て支援機関で子どもの発達特性に合わせた専門的支援を行うことは有益であることが示唆された。

訪問調査では、巡回支援専門員を活用している 5 つの自治体と、巡回支援専門員を活用してはいないが地域の特性を生かした巡回相談支援を行っている 4 つの自治体を訪問し、各地域の巡回相談支援がどのように行われているのか、調査を行った。結果、今回訪問した、巡回支援専門員を活用している地域では、専門員がうまく機能し、巡回相談支援を行っていることがうかがえた。一方、巡回支援専門員を活用していない地域においても、巡回相談支援は効果的に行われていた。すでに子育て支援部局で効果的な支援が行われているということや、地理的な条件から市町村の事業である「巡回支援専門員整備事業」よりも県全体の取り組みとして行った方が有効であるということも理由として挙げられた。

以上より、巡回支援専門員をはじめとする巡回相談支援の機能そのものは、一般的な子育て支援機関で専門的支援を効果的に提供するために有効であると考えられる。しかし、各自治体の規模や状況に応じて柔軟に活用できる枠組み作りを行うことが、より一層、効果的に子育て支援を行うために必要であるといえる。また、巡回支援専門員は、障害担当部局が担うことが多いが、子育て支援機関における支援は子育て支援担当が担うことが多いというずれも生じている。その枠組みを超えて連携できることが「インクルーシブな支援」を実践していく際には求められる。

2. 今後の展望

今後は、自治体の巡回相談支援の現状について幅広く調査を行うことで、巡回相談支援の実態を詳細に知ることができると考えられる。自治体ごとの多様性の把握は今後の課題である。また、本事業の成果物として、巡回相談支援のための研修テキストや自治体向け活用マ

マニュアルを作成した。これによって、巡回支援専門員をはじめとした巡回相談支援が行うべき基礎を確立することができれば、どの地域であっても同じレベルの「インクルーシブな支援」を受けられるようになることが期待できる。

巻末資料

訪問調査 各自治体の回答

- ・ 青森県弘前市
- ・ 山形県酒田市
- ・ 静岡県浜松市
- ・ 岡山県岡山市
- ・ 佐賀県鳥栖市

- ・ 福島県白河市
- ・ 愛知県大府市
- ・ 愛知県南知多町
- ・ 鹿児島県奄美市

巡回支援専門員に関する各地域の実態調査

01. 配置している巡回支援専門員の人数・職種（複数選択可）

人数： 合計 34 名

1. 医師 2 名、2. 臨床心理士等の心理士 4 名、3. 言語聴覚士 1 名、4. 作業療法士 1 名、 5. 児童指導員 3 名、 6. 保育士 15 名、 7. その他（介護福祉士、社会福祉、中学校教諭）

02. 担当部署・受付窓口、巡回対象施設・昨年度実績

事業所への委託 ・ 弘前大学大学院医学研究科附属子どもこころの発達研究センター ・ 社会福祉法人弘前大清水学園、 ・ 発達サポートステーション大空(特定非営利活動法人銀河)、 ・ 児童発達支援センターはあと(社会福祉法人七峰会、自立支援・児童発達支援拓心館グループ)	担当部署 (委託機関)
健康福祉部 福祉政策課 障がい福祉係	受付窓口
保育所、こども園、幼稚園、認可外保育所	巡回対象施設
訪問施設数: 54 か所 施設訪問: 237 件 保護者相談件数: 18 件	昨年度の 訪問実績

03. 巡回支援相談の実施内容、対応障害種別、主訴種別（複数選択可）

1. 施設職員へのコンサルテーション 3. 保護者の個別相談 5. その他（ 2. 施設職員への研修 4. 対象児のアセスメント 5. 対象児の支援 ）	実施内容
1. ASD 2. ADHD 3. DCD 4. 知的障害 5. 診断のない気になる子ども その他（ ）	障害種別
1. 対象児の発達障害特性 2. 対象児の行動問題 3. 対象児の情緒問題 4. 保護者への対応の仕方 5. 職員自身の悩み 6. その他（就学に向けての課題）	施設からの 主訴種別

・現地訪問メモ

訪問者	足立 匡基 安田小馨
訪問日時	2018 年 2 月 15 日 10 : 00 ~ 11 : 20
自治体名	青森県弘前市
訪問部署名	健康福祉部 福祉政策課 障がい福祉係
訪問機関	弘前大学大学院医学研究科附属子どもこころの発達研究センター
地域の特色	臨床心理士の人数が人口比あたり、日本で一番少ない地域。 必然的に、巡回支援で活用できる心理士の数が少ない。現状、臨床心理士の巡回支援員は全て、子どものこころの発達研究センターの所属である。

※訪問した施設など、必要に応じて記載・追記してください。

1. 訪問地域の基礎情報
別途自治体の資料で代用していただいても構いません。

自治体の総人口	174,50 人：男 80,582、女 93,468	18 歳以下	25,423 人：男 13,100、女 12,323
就学前の子ども	8,240 人：男 4,286、女 3,954	3 歳以下	4,695 人：男 2,426、女 2,269

保育園：44 か所 公立 0 私立 44 こども園： 公立 0 私立 29	幼稚園：8 か所 公立 0 私立 7 / 大学法人 1 託児所： 公立 0 私立(一般・企業) 12
--	---

Q. 現在、「巡回支援専門員」を配置・活用していますか？（どちらかに○）

YES → 「書式：配置あり」版 (p. 2-3) を実施
NO → 「書式：配置なし」版 (p. 4-5) を実施

巡回支援専門員に関する各地域の実態調査

・現地訪問メモ

訪問者	高柳 伸哉			
訪問日時	2018 年	2 月	13 日	13 : 00 ～ 15 : 30
自治体名	山形	都道 府県	酒田	区市 町村
訪問部署名	健康福祉部	福祉課	発達支援室	
訪問機関	酒田市役所			
地域の特色	巡回支援専門員設置を行って 10 年が経つ。発達支援室は 3.11 地震直後の 2011 年 4 月に開設。市役所の機構改革に伴い、福祉課を中心として子育て支援課・健康課、また教育委員会とも連携する形で立ち上げられた。 山形市・鶴岡市と異なり、民間の福祉支援施設が不足しており、園における子供・保護者の支援と教育・医療機関との連携が重要となっている。			

※訪問した施設など、必要に応じて記載・追記してください。

1. 訪問地域的基础情報 (H29 年 12 月 31 日時点)

別添自治体の資料で代用していただいても構いません。

自治体の総人口	104,317 人：男 女	18 歳以下	15,226 人：男 女
就学前の子ども	4,738 人：男 女	3 歳以下	2,620 人：男 女

保育等施設数	保育園：	幼稚園：		
	公立 7 私立 19 こども園：	公立 0 私立 1 託児所：	公立 0 私立 0	私立 1 0

0. 現在、「巡回支援専門員」を配置・活用していますか？（どちらかに○）

YES → 「書式：配置あり」版 (p.2-3) を実施
NO → 「書式：配置なし」版 (p.4-5) を実施

01. 配置している巡回支援専門員の人数・職種（複数選択可）

人数：合計 2 名

1. 医師 名、2. 臨床心理士等の心理士 名、3. 言語聴覚士 名、4. 作業療法士 名、5. 児童指導員 名、6. 保育士 名、7. その他（精神保健福祉士 1 名、教員資格 1 名）	
--	--

02. 担当部署・受付窓口、巡回対象施設・昨年度実績

担当部署（委託機関）	酒田市健康福祉部福祉課
受付窓口	福祉課 発達支援室
巡回対象施設	保育園（企業保育所含む）、幼稚園、児童発達支援センター その他、子どもの検査フィードバック、保護者の通院（初回など）に付き添うことも多い。
昨年度の訪問実績	H28 年度実績：訪問回数 124 回、訪問園数 40 園、 相談者実数 453 人、相談者延べ人数 675 人 ※市の報告資料として別紙資料をいただいた。

03. 巡回支援相談の実施内容、対応障害種別、主訴種別（複数選択可）

実施内容	1. 施設職員へのコンサルテーション 2. 施設職員への研修 3. 保護者の個別相談 4. 対象児のアセスメント 5. 対象児の支援 5. その他（ ）
障害種別	1. ASD 2. ADHD 3. PCD 4. 知的障害 5. 診断のない気になる子ども その他（虐待を疑われる反応性愛着障害）
施設からの主訴種別	1. 対象児の発達障害特性 2. 対象児の行動問題 3. 対象児の情緒問題 4. 保護者への対応の仕方 5. 職員自身の悩み 6. その他（園等での具体的な支援・対応方法）
保護者からの主訴種別	1. 対象児の発達障害特性 2. 対象児の行動問題 3. 対象児の情緒問題 4. 施設職員との連携の仕方 5. 保護者自身の悩み 6. その他（医療や療育へのつながりの検討、その後のフォロー）

04. 巡回支援専門員に関する利用者側（施設職員）の反応、現在の課題、今後の活用想定	
巡回相談に 関しての反応	巡回事業自体は開始して 10 年になるため、地域に定着し、関係係者・保護者に浸透してきており、相談件数の増加が著しくニーズが多い。
巡回支援専門員 の活用における 課題	各園での対応に関する助言を行っても、園によっては実行していただけないこともあり、格差が出ている。各園に気になる行動をするお子さんの数がとても多く、保育士不足のための対応の困難さがあるという訴えが多い。 教育委員会との連携も行ってスムーズな就学を目指して入るが、往々にして新学期的の小学校担任に共有した情報（保護者同意済み）が伝わっていないことがあり、次年度の課題と挙げられている。
今後どのように 活用したいか	現在の相談の流れを継続していきたい。次年度から 1 名増員の予定。 教育委員会との連携、各学校への確実な情報共有の方策を検討し、より効果的な就学支援体制を構築したい。
05. 巡回支援専門員に実施している研修内容、求める力・スキル、今後実施したい研修内容	
現在実施して いる 研修内容	国リハへの研修や発達境界のセミナーへの参加。 検討で実施する研修への参加。
巡回支援専門員 に求める 力・スキル	お子さんの発達特性や行動、場面に応じた具体的な支援策の提供。 保護者や関係者との相談面接技術。
今後実施したい 研修内容	未定。次年度採用の巡回支援専門員については、知識の獲得や研修だけでなく、できるだけ現場に同行させることで、発達だけでない多様な子供・家庭・保護者の実態を踏まえること、医師の診察場面の同席などによる他機関連携など、多くの実践経験を積ませることが重要と考えている。
06. 巡回支援専門員制度や配置・活用に関する体制上の課題（複数選択可）	
巡回支援専門員 制度や配置・ 活用に関する 体制上の課題	1. 人材の不足 2. 財源の不足 3. 地域の施設の認知不足 4. 施設の利用率の不足 5. その他（個別の療育訓練支援が必要な場合の支援機関（児童発達支援事業所、放課後デイ等）が不足している）

巡回支援専門員に関する各地域の実態調査

・現地訪問メモ

訪問者	浜田 恵			
訪問日時	平成 30 年	3 月 6 日	15:00 ~	16:30
自治体名	静岡県	裾野市	浜松市	区市町村
訪問部署名	健康福祉部	障害保健福祉課	生活支援・育成グループ	
訪問機関	浜松市役所			
地域の特色				

※訪問した施設など、必要に応じて記載・追記してください。

1. 訪問地域の基礎情報 (平成 29.4 時点)
別添自治体の資料で代用していただいても構いません。

自治体の総人口	806,407 人:男 401,201 女 405,206	18 歳以下	140,065 人:男 72,521 女 67,544
就学前の子ども	41,681 人:男 21,679 女 20,002	3 歳以下	27,289 人:男 14,288 女 13,001
(5 歳以下の人口としました)			

保育園: 67	幼稚園: 104
公立 21	公立 60
私立 46	私立 46
こども園: 45	託児所: 96 (地域型・認証・認可外 総計)
公立 0	公立 0
私立 45	私立 96

9. 現在、「巡回支援専門員」を配置・活用していますか？ (どちらかに○)

YES → 「書式：配置あり」版 (p.2-3) を実施
NO → 「書式：配置なし」版 (p.4-5) を実施

巡回支援専門員に関する各地域の実態調査「配置あり」版

01. 配置している巡回支援専門員の人数・職種 (複数選択可)

人数: 合計 12 名

1. 医師	名	2. 臨床心理士等の心理士	6 名	3. 言語聴覚士	1 名	4. 作業療法士	名
5. 児童指導員	名	6. 保育士	5 名	7. その他	()		

02. 担当部署・受付窓口・巡回対象施設・昨年度実績

担当部署 (委託機関)	障害保健福祉課 (委託先: 浜松市根元学園、児童発達支援センター「ひまわり」)
受付窓口	巡回相談の申し込み: 委託事業所 事例検討会及び事業全体について: 障害保健福祉課
巡回対象施設	公立幼稚園、私立幼稚園、公立保育園、私立保育園、認定こども園 地域型保育事業、認証保育園、認可外保育園
昨年度の 訪問実績	実施実園数: 113 園 (対象園数: 284 園) 実施延園数: 258 園 支援延児数: 1,230 人

03. 巡回支援相談の実施内容、対応障害種別、主訴種別 (複数選択可)

実施内容	1. 施設職員へのコンサルテーション 2. 施設職員への研修 3. 保護者の個別相談 4. 対象児のアセスメント 5. 対象児の支援 5. その他 ()
障害種別	1. ASD 2. ADHD 3. DCD 4. 知的障害 5. 診断のない気になる子ども その他 ()
施設からの 主訴種別	1. 対象児の発達障害特性 2. 対象児の行動問題 3. 対象児の情緒問題 4. 保護者への対応の仕方 5. 職員自身の悩み 6. その他 ()
保護者からの 主訴種別	1. 対象児の発達障害特性 2. 対象児の行動問題 3. 対象児の情緒問題 4. 施設職員との連携の仕方 5. 保護者自身の悩み 6. その他 ()

04. 巡回支援専門員に関する利用者側（施設職員）の反応、現在の課題、今後の活用想定

巡回相談に 関しての反応	・ 助言を聞き入れて次の巡回までに実施していただけた回数が増えた。 ・ 一方で、支援方法を提案しても、園の方針やポリシー等により受け入れが難しく、実施に至らない園もある。園のルソースを確認した上での提案が必要と感じている。 ・ 障害特性に特化した専門的なアドバイスを受けられ、子どもの見立て、保護者支援等に活用できた。
巡回支援専門員 の活用における 課題	・ 緊急度の高い子どもが、KIDSを参考にして園の中で対象児の優先順位を決めたようで、2回目3回目の巡回で初めて挙がってきたことがあった。 ・ 園で簡単に実施ができ、緊急度（発達、行動、情緒、家庭環境等）を算出できるチェックリスト等があると良いと感じる。 ・ 巡回相談日に、子どもの特徴が現われそうな活動や場面が設定されないことがあり行動の現われが見られないこともあったため相談内容によって利用者側の設定も必要ではないかと思う。 ・ 園より「◎◎のテーマについて講話をしてほしい」との依頼があった。内容によっては、応じることが難しいこともある。 ・ タイムリーに活用できる体制が必要。
今後どのように 活用したいか	・ 障害疑い児の早期発見、スクリーニング ・ 園の対応力向上 ・ 園の環境改善 ・ 放課後児童会への巡回支援等、巡回先の拡大

05. 巡回支援専門員に実施している研修内容、求める力・スキル、今後実施したい研修内容

現在実施している 研修内容	・ 携わるスタッフ全員による定期的なミーティングについての情報交換。 ・ 随時ケースに関する検討の機会を設けること。 ・ 自主研修や書籍等により他地域での訪問指導例を見聞し、支援方法を検討。 ・ 巡回支援事業事例検討会の実施（年4回開催）。アドバイザーとして医師等を招き、事例検討を通じて支援の基本となるアセスメントスキルを評価し、スキルの向上を図っている。 ・ 保育所等訪問支援事業と合同での連絡会を実施し、連携を図っている。
巡回支援専門員 に求める 力・スキル	・ 障害特性や支援方法についての知識。アセスメント力。それらを分かりやすく説明する力。 ・ 園の職員配置や環境要因を考慮し、実施可能な範囲で支援方法を提案すること。 ・ 医療機関、公的機関等についての情報と連携の仕方についての知識。 ・ 社会制度（福祉）に関する知識。
今後実施したい 研修内容	・ 障害特性、支援方法についての知識やアセスメントについて ・ コンサルテーションについて ・ 地域連携について ・ 他地域の巡回事業の活用や事例検討会について ・ 保護者支援について 等

06. 巡回支援専門員制度や配置・活用に関する体制上の課題（複数選択可）

巡回支援専門員 制度や配置・ 活用に関する 体制上の課題	1. 人材の不足 2. 財源の不足 3. 地域の施設の認知不足 4. 施設の利用率の不足 5. その他（ ）
---------------------------------------	--

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に基づき、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場（巡回等支援を実施し、障害が、気になる、段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障害児等の福祉の向上を図る。また、指定障害児通所支援事業所への技術的指導等の支援を行うことにより、地域支援の強化を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 浜松市保育所等巡回支援事業（以下「事業」という。）の実施主体は浜松市とする。ただし、事業の一部（対象施設、保育所等巡回支援の内容及び費用負担の決定を除く。）を、多摩香対応において、乳幼児から学童期へかけて総合的な療育の実績と地域連携の視点をもって、適切な事業運営ができる児童福祉法第43条に定める児童発達支援センター（以下「事業実施者」という）に委託する。

(事業内容)

第3条 発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や発達の問題のある子どもを保護者に対し、早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。また、指定障害児通所支援事業所への支援方法の技術指導等を行う。

(実施方法等)

- 第4条 事業実施者は、専門員を2人配置し事業を実施するものとする。
- 2 専門員の資格は、医師、児童指導員、保育士、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者とする。
- 3 事業実施者は、地域における保育園、幼稚園、子育て支援拠点施設等の子どもやその親が集まる施設・場を、計画的に巡回支援を行う。
- 4 事業実施者は、対象ケースの評価及び支援方針の検討、助言、指導内容の検証等を行うように努めるものとする。
- 5 事業実施者は、対象ケースに応じて適切な支援に結びつけられるよう、日頃から保健所、児童発達支援事業所等と連携して行える環境整備に努めるものとする。
- なお、対象ケースが児童相談所や発達相談支援センターなどの専門機関による専門的な支援を行うことが適切な場合には、速やかに専門機関につなぐなどの処置を取るものとする。
- 6 事業実施者は、実施にあたり、申込書（様式1）支援実施記録（様式2）個人情報の取り扱いについての確認書（様式3）を使用するものとする

(事業実施者の責務)

- 第5条 事業実施者は、正当な理由なくして支援の提供を拒んで서는ならない。
- 2 事業実施者は、その業務を行うにあたって、知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、事業終了後及びその職権を退いた後も同様とする。
- 3 この事業の一部を委託して実施する事業実施者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経費を明確に区分しなければならない。
- 4 事業実施者は、支援提供における事故に備え、十分な責任賠償保険に加入しなければならない。
- 5 事業実施者は、支援の提供において事故が生じたときには、速やかに市長に報告しなければならない。
- (報告等)
- 第6条 事業実施者は、受託に係る事業の実施状況について、支援を提供した月の翌月10日までに浜松市保育所等巡回支援事業実施報告書（様式4）により市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、事業の適切な運営を確保するため、必要に応じて事業実施者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出を求め、又は当該職員に質問若しくは事業実施者への立ち入り検査をすることができる。
- 3 事業実施者は、前項の規定により市長が行う調査及び検査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 市長は、第1項及び第2項による報告又は調査の結果、事業の機能が十分に果たすことができないと認められる場合は、事業の委託を取り消すことができるものとする。

(委託料の支払い)

第7条 委託料の支払いについては、前払金により年2回受託者に支払うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

巡回支援専門員に関する各地域の実態調査

・現地訪問メモ

訪問者	黒田美保				
訪問日時	2018 年	2 月	15 日	8 : 30 ~	12 : 30
自治体名	岡山県	岡山市	区市町村	保育・幼児教育課	
訪問部署名	岡山市役所	岡山っ子育て局			
訪問機関	岡山市岡南認定こども園				
地域の特色	公立保育園（子ども園を含む）9 園、私立保育園 2 園を拠点園と指定し、各園 10 名～12 名の障害児を受け入れている。この拠点園に巡回指導（巡回相談を含む）を手厚く行い、子どもへの支援・職員養成を行っている。				

※訪問した施設など、必要に応じて記載・追記してください。
スタッフという言葉を職員にしています。

1. 訪問地域の基礎情報

別途自治体の資料で代用していただいても構いません。H28. 4. 1 現在

自治体の総人口	719302 人	男	女	18 歳以下	人	男	女
就学前の子ども	人	男	女	3 歳以下	人	男	女

H29. 4. 1 現在

保育等施設数	保育園：	幼稚園：					
	公立	4 6	私立	6 7	公立	6 4（4 園休園）	私立 1 2
	こども園：	託児所：					
	公立	6	私立	8	公立	私立	

Q. 現在、「巡回支援専門員」を配置・活用していますか？（どちらかに○）

YES → 「書式：配置あり」版（p. 2-3）を実施

NO → 「書式：配置なし」版（p. 4-5）を実施

YES

NO

Q1. 配置している巡回支援専門員の人数・職種（複数選択可）
☆巡回支援専門員のとらえ方が難しく。依頼している講師・スーパーバイザー（保幼課職員 2 名）にしました…。

人数：合計 名

1. 医師	名、2. 臨床心理士等の心理士	1 名、3. 言語聴覚士	名、4. 作業療法士	名、
5. 児童指導員	名、6. 保育士	名、7. その他（依頼…巡回指導は大学教授等 6 名、作業療法士 1 名、教育委員会。巡回相談は保幼課職員 2 名、電話等の相談は保幼課指導係職員）		

Q2. 担当部署・受付窓口、巡回対象施設・昨年度実績

担当部署 （委託機関）	岡山っ子育て局 保育・幼児教育課			
受付窓口	指導係			
巡回対象施設	巡回指導（公立私立拠点園・公立一般園 8 園） 巡回相談（希望する公立私立保育園・認定こども園…拠点園含）			
昨年度の巡回指導	拠点園 1 1 園×3 回	3 3		
	一般園 8 園×2 回	1 6		
巡回相談	私立	6 2		
訪問実績	公立	8 8		

Q3. 巡回支援相談の実施内容、対応障害種別、主訴種別（複数選択可）

実施内容	1. 施設職員へのコンサルテーション	2. 施設職員への研修		
	3. 保護者の個別相談	4. 対象児のアセスメント	5. 対象児の支援	
	5. その他（			
障害種別	1. ASD	2. ADHD	3. DCD	4. 知的障害
	5. 診断のない気になる子ども	その他（		
施設からの 主訴種別	1. 対象児の発達障害特性	2. 対象児の行動問題	3. 対象児の情緒問題	
	4. 保護者への対応の仕方	5. 職員自身の悩み		
	6. その他（			
保護者からの 主訴種別	1. 対象児の発達障害特性	2. 対象児の行動問題	3. 対象児の情緒問題	
	4. 施設職員との連携の仕方	5. 保護者自身の悩み		
	6. その他（			

04. 巡回支援専門員に関する利用者側（施設職員）の反応、現在の課題、今後の活用想定

巡回相談に 関する反応	・今回、拠点園を訪問し、直接園長より話を聞いた。 ・巡回相談を希望する一般園・拠点園では、巡回相談が年間2回で、スーパーバイザー（公立保育園長経験者）による一般的な相談を受けられる。 ・拠点園にて、年間3回、巡回指導がある。午前は保育観察・保護者へのアドバイス及び午後は職員研修を行っており、1回は就学に関することを教育委員会、あと2回は大学教授などの有識者を呼ぶ、職員全体の障害児保育の力をあげていくことができる。また、職員が一般園に転勤することで、その園の障害児への保育力を上げていくことができる。 ・公立一般園8園は、年2回大学教授などの有識者による巡回指導を受けている。午前は保育観察、午後は職員研修を行っている。
巡回支援専門員 の活用における 課題	
今後どのように 活用したいか	巡回指導・巡回相談の中でアドバイスを受けることで、障害児保育の質を高め、 障害児の理解・保育力をあげる。

05. 巡回支援専門員に実施している研修内容、求める力・スキル、今後実施したい研修内容

現在実施して いる 研修内容	依頼している講師の先生に実施している研修はないです。
巡回支援専門員 に求める 力・スキル	
今後実施したい 研修内容	

06. 巡回支援専門員制度や配置・活用に関する体制上の課題（複数選択可）

巡回支援専門員 制度や配置・ 活用に関する 体制上の課題	1. 人材の不足 2. 財源の不足 3. 地域の施設の認知不足 4. 施設の利用率の不足 5. その他（ ）
---------------------------------------	---

巡回支援専門員に関する各地域の実態調査

・現地訪問メモ

訪問者	中島 俊思
訪問日時	2017 年 2 月 22 日 9 : 30 ~ 11 : 00
自治体名	佐賀県鳥栖市
訪問部署名	健康福祉みらい部 社会福祉課 障害者福祉係
訪問機関	みどりが丘保育園
地域の特色	佐賀県内の佐賀市（中心部）に次ぐ人口規模の東部の市。文化圏としては、福岡に近い。福岡市や佐賀市にも近く、鉄道・自動車ともに九州圏の交通の要所であるため、物流の拠点。若い子育て世代も多い。

※訪問した施設など、必要に応じて記載・追記してください。

1. 訪問地域の基礎情報

別途自治体の資料で代用していただいても構いません。

自治体の総人口	73,203 人：男 35,459 女 37,744	18 歳以下	7,513 人：男 3,846 女 3,667
就学前の子ども	5,146 人：男 2,689 女 2,457	3 歳以下	2,844 人：男 1,508 女 1,336

保育等施設数	保育園：	幼稚園：			
	公立 4 私立 20	幼稚園：			
	こども園：	託児所：			
	公立 0 私立 1	公立 0	私立 1	公立 0	私立 2

9. 現在、「巡回支援専門員」を配置・活用していますか？（どちらかに○）

YES → 「書式：配置あり」版（p.2-3）を実施

NO → 「書式：配置なし」版（p.4-5）を実施

01. 配置している巡回支援専門員の人数・職種（複数選択可）

人数：合計 1 名

1. 医師 名、②. 臨床心理士等の心理士 名、3. 言語聴覚士 名、4. 作業療法士 名、	
5. 児童指導員 名、6. 保育士 名、7. その他（	）

02. 担当部署・受付窓口、巡回対象施設・昨年度実績

担当部署 (委託機関)	鳥栖市社会福祉課（NPO法人さるく）
受付窓口	鳥栖市社会福祉課（NPO法人さるく）
巡回対象施設	鳥栖市内の公立・私立の保育園、幼稚園、子育て支援センター、児童発達支援センター等
昨年度の 訪問実績	平成 28 年度実績：保育園＝12 か所 / 延べ 84 幼稚園＝5 か所 / 延べ 21 支援センター・児童発達支援事業所＝0

03. 巡回支援相談の実施内容、対応障害種別、主訴種別（複数選択可）

実施内容	①. 施設職員へのコンサルテーション ②. 施設職員への研修 ③. 保護者の個別相談 4. 対象児のアセスメント 5. 対象児の支援 5. その他（
障害種別	①. ASD ②. ADHD ③. DCD ④. 知的障害 ⑤. 診断のない気になる子ども その他（
施設からの 主訴種別	①. 対象児の発達障害特性 ②. 対象児の行動問題 ③. 対象児の情緒問 題 ④. 保護者への対応の仕方 ⑤. 職員自身の悩み 6. その他（

保護者からの 主訴種別	①．対象児の発達障害特性 ②．対象児の行動問題 ③．対象児の情緒問題 ④．施設職員との連携の仕方 ⑤．保護者自身の悩み 6. その他（ ）
04. 巡回支援専門員に関する利用者側（施設職員）の反応、現在の課題、今後の活用想定	
巡回相談に 関する反応	各施設で利用満足度のアンケートを実施されている。それを参照されたい。 →保育士間の連携・共通理解に役立ち、意見交換などの良い機会となっている。
巡回支援専門員 の活用における 課題	園・家庭・地域・医療・福祉における、継続的支援が課題だと思う。
今後どのように 活用したいか	「気になる子」を継続的に支援できる体制を目指していきたい。よって、多機関の 連携を重視していく。
05. 巡回支援専門員に実施している研修内容、求める力・スキル、今後実施したい研修内容	
現在実施して いる 研修内容	個人でしているので、いまのところはないが、将来的には必要。
巡回支援専門員 に求める 力・スキル	ABA（応用行動分析）・CBT（認知行動療法）・TEBCH のような環境調整の技法・ カウンセリングの技法などは、必要。とくに、現場で観察し問題や成長を確認する スキルは最重要。また、それぞれの年齢帯でどれくらいのことができるかというア セスメントスキルも必要。
今後実施したい 研修内容	実際の行動観察スキルを育てるような研修。VTR 画像をもとに、視点を育てるよ うな研修。また、市町村レベルで専門員制度の活用が増えてきた場合は、スペシャ リストを育成するのではなく、そこそこの一定のスキルのある人が現場をまわり、専 門家（スペシャリスト）が統括して事例相談・検討をするような研修制度が必要か。 そのためのシステムづくりや研修が必要。

06. 巡回支援専門員制度や配置・活用に關する体制上の課題（複数選択可）	
巡回支援専門員 制度や配置・ 活用に關する 体制上の課題	1. 人材の不足 ②. 財源の不足 3. 地域の施設の認知不足 4. 施設の利用率の不足 5. その他（ ）

巡回支援専門員に関する各地域の実態調査

・現地訪問メモ

訪問者	野村 昂樹
訪問日時	2018 年 3 月 5 日
自治体名	福島県 白河市
訪問部署名	部 社会福祉課 障がい係
訪問機関	
地域の特色	

※訪問した施設など、必要に応じて記載・追記してください。

1. 訪問地域の基礎情報

別途自治体の資料で代用していただいても構いません。

自治体の総人口	61,628 人：男 30,617 女 31,011	18 歳以下	10,469 人：男 5,403 女 5,066
就学前の子ども	人：男 女	3 歳以下	1,913 人：男 963 女 950

保育等施設数	保育園：10	幼稚園：10	
	公立 6 私立 4	公立 8	私立 2
	こども園： 公立 0 私立 3	託児所： 公立 0	私立

Q. 現在、「巡回支援専門員」を配置・活用していますか？（どちらかに○）

YES → 「書式：配置あり」版（p.2-3）を実施

(NO) → 「書式：配置なし」版（p.4-5）を実施

Q1. 現在、所属部署に配置されている専門的技能を有する職員（複数選択可）

人数：	合計	0 名					
1. 医師	名、	2. 臨床心理士等の心理士	名、	3. 言語聴覚士	名、	4. 作業療法士	名、
5. 児童指導員	名、	6. 保育士	名、	7. その他（			）

Q2. 発達障害児・気になる子ども支援の実施実態（子ども・保護者支援、施設職員への支援）

保育等施設における支援（直接的支援）	・ こども支援課で「のびのび教室」「発達相談会」等を実施 ・ 相談支援事業として相談支援専門員が幼稚園・保育園を訪問
保育等施設・職員への支援（間接的支援）	・ 障がい児サービス（通所支援）についての情報提供など

Q3. 発達障害児・気になる子どもに関する相談の現状・課題、困難な相談例など

保育等施設の発達障害児・気になる子どもの把握・共有方法	・ こども支援課や相談支援専門員とこまめに連携を図り、障がい児サービスにつなげ、早期な療育支援に努めている。
子ども支援における課題	・ 障がい児通所事業所、相談支援専門員の不足 ・ 支援員の質の向上
保護者支援における課題	同上
施設支援における課題	同上

巡回支援専門員に関する各地域の実態調査

・現地訪問メモ

訪問者	浜田 恵				
訪問日時	2017 年	11 月	21 日	10 : 00	～ 11 : 10
自治体名	愛知県 大府市				
訪問部署名	部		保育	課	係
訪問機関	大府市役所				
地域の特色					

※訪問した施設など、必要に応じて記載・追記してください。

1. 訪問地域の基礎情報

別途自治体の資料で代用していただいても構いません。 (平成 29 年 3 月現在)

自治体の総人口	91,384 人：男 46,790 女 44,594	18 歳以下	18,395 人：男 9,353 女 9,042
就学前の子ども	6,053 人：男 3,073 女 2,980	3 歳以下	4,068 人：男 2,034 女 2,034
	0-5 歳の子どもの人数		

保育等施設数	保育園：	小規模保育園施設 1	幼稚園：
	公立 13	私立 3	公立 4
	こども園：	公立	私立
		託児所：認定保育室 11	

Q. 現在、「巡回支援専門員」を配置・活用していますか？ (どちらかに○)

YES → 「書式：配置あり」版 (p. 2-3) を実施

NO → 「書式：配置なし」版 (p. 4-5) を実施

Q1. 現在、所属部署に配置されている専門的技能を有する職員 (複数選択可)

人数：	合計	6	名
1. 医師	名、	2. 臨床心理士等の心理士	名、
3. 言語聴覚士	名、	4. 作業療法士	名、
5. 児童指導員	名、	6. 保育士	名、
7. その他	(		)

Q2. 発達障害児・気になる子ども支援の実施実態 (子ども・保護者支援、施設職員への支援)

保育等施設における支援 (直接的支援)	子育て支援事業「JOYJOY」で親子に対する支援 保育園入園の再面接の時に、臨床心理士から保護者に助言をすることもある。
保育等施設・職員への支援 (間接的支援)	保育園入園の再面接の時に、臨床心理士から保護者に助言をすることもある。

Q3. 発達障害児・気になる子どもに関する相談の現状・課題、困難な相談例など

保育等施設の発達障害児・気になる子どもの把握・共有方法	加配担当保育士が目によってかわるために、情報共有はしているが、子どもに対して一貫したサポートが難しいことがある。加配保育士が統一できないのは、保護制度上の扶養の制限の問題もある。
子ども支援における課題	肢体不自由で支援が必要な子どもに対するサポート
保護者支援における課題	保育士の不足。加配保育士の予算が日中しかつけれられない。
施設支援における課題	

巡回支援専門員に関する各地域の実態調査

・現地訪問メモ

訪問者	永田雅子					
訪問日時	H30 年 2 月 19 日					
自治体名	愛知 南知多 市 区 町 村					
訪問部署名	厚生 部 福祉 課 児童 係					
訪問機関	南知多町役場・南知多町保健センター					
地域の特色	愛知県の過疎の小規模の町であり、主産業は漁業と観光。三世代同居が多く、転出入は比較的に少ない地域。町内に幼稚園はなく、私立保育所 2 園、公立保育所 4 園で、うち 2 園は島に立地。それぞれの規模は小規模で各学年 1 クラス程度。1 クラス 30 人未満であり、必要に応じて加配保育士を配置。1 保育所につき 1 小学校に進学しており、各小学校に特別支援学級が設置されている。教育支援委員会には、福祉課担当職員、保健センター保育士、必要に応じて保育所年長クラス担当保育士が参加し、家族の状況等をふまえたうえで就学後の支援の方針を学校と共有している。					

※訪問した施設など、必要に応じて記載・追記してください。

1. 訪問地域の基礎情報

別添自治体の資料で代用していただいても構いません。

自治体の総人口	18,871 人：男 9,021 女 9,550	18 歳以下	2,363 人：男 1,184 女 1,179
就学前の子ども	708 人：男 353 女 355	3 歳以下	376 人：男 176 女 200

保育等施設数	保育園：【6】	幼稚園：【なし】	
	公立【5】私立【1】	公立	私立
	こども園：【なし】	託児所：【なし】	
	公立	公立	私立

Q. 現在、「巡回支援専門員」を配置・活用していますか？（どちらかに○）

YES → 「書式：配置あり」版 (p. 2-3) を実施
→ 「書式：配置なし」版 (p. 4-5) を実施

NO

Q1. 現在、所属部署に配置されている専門的技能を有する職員（複数選択可）

人数：合計 45 名

1. 医師 名、2. 臨床心理士等の心理士 名、3. 言語聴覚士 名、4. 作業療法士 名、		
5. 児童指導員 名、6. 保育士 名、7. その他（	）	

Q2. 発達障害児・気になる子ども支援の実施実態（子ども・保護者支援、施設職員への支援）

保育等施設における支援（直接的支援）	母子通園施設については、事業所登録をしていないため、手帳交付や診断が無い子どもでも、発達や姿に合わせて受け入れをしている。保育所では、サポートファイナルを持っている子どもについては、保育所長の責任のもと、保護者との面談の機会を作り、家庭と保育所が子どもの共通理解ができるように対応している。
保育等施設・職員への支援（間接的支援）	臨床心理士による保育所訪問や療育についての研修会を開催し、保育士の資質向上につなげている。また、必要に応じて保健師や指導保育士が保育所へ訪問し、子どもの姿を見ながら、支援方法を話し合うようにしている。

Q3. 発達障害児・気になる子どもに関する相談の現状・課題、困難な相談例など

保育等施設の発達障害児・気になる子どもの把握・共有方法	乳児健診、事後フォローの会、保育所入所面接、保育所での生活など乳幼児に関わっている保健師、保育所保育士、指導保育士が場面を捉えて情報交換をし、子どもの姿を共有している。臨床心理士の保育所訪問では、指導保育士、保健師、教育委員会指導主事、小学校教諭が参加し、子どもに関する全ての機関が情報共有できるように対応している。なお臨床心理士は保健センターの発達相談も担当しており、どこでそれが支援のキーパーソンとなり、どういった支援が必要か、町内の関連部署が連携しながら対応を行っている。
子ども支援に	療育を必要と思われる子どもでも、保護者の理解が得られず、保育所で受け入れ、加配をつける形で対応をすることも少なくない。保育所の中で、その園り方を模索している現状があり、療育指導にうまくつなげられないことがある。また、保育士自身の療育に対しての知識不足や、保育士数の不足も感じる。
おける課題	子どもたちの行動に関心を示さず、問題行動を伝えても理解の得られない保護者や、田舎であるため世間体や祖父母の理解が得られず療育指導につながらないこともある。
保護者支援に	母子通園施設が開設されて 4 年目となり、母子通園での生活の内容や、流れは整ってきたが、保護者支援、母子分離、保育所移行での対応など、課題は多い。また、限られた職員での対応についても今後の課題となっている。
おける課題	
施設支援に	
おける課題	

04. 保育等施設職員に実施している研修内容、求める力・スキル、今後実施したい研修内容

現在実施している研修内容	臨床心理士による保育所訪問 (2園各4回 4園各2回) *町内全園対象 知多地域障害者生活支援センターらいい研修(保育所2園2回 母子通園施設3回) *知多圏内を対象としたもの 保育士療育研修 (大学教員 5回) *全職員対象 (パート含む), 町独自での開催
施設職員に求める力・スキル	療育を必要とする子どもや、発達や行動が気になる子どもの理解と対応力
今後実施したい研修内容	臨床心理士訪問 療育研修 (子ども理解) 保護者支援

05. 今後の巡回支援専門員の配置検討

巡回支援専門員の配置検討	あり ・ なし
ありの場合	配置にあたっての進捗状況、課題等；
なしの場合	配置を検討していない理由； 巡回支援専門員の認識不足

06. 巡回支援専門員制度や配置・活用に關する体制上の課題 (複数選択可)

巡回支援専門員制度や配置・活用に關する体制上の課題	① 人材の不足 ② 財源の不足 ③ 地域の施設の認知不足 ④ 施設の利用率の不足 (想定) 5. その他 ()
---------------------------	--

巡回支援専門員に関する各地域の実態調査

・現地訪問メモ

訪問者	辻井正次				
訪問日時	2018年 1月 20日	17	～	18	
自治体名	鹿児島県 奄美市				
訪問部署名	奄美市健康増進課保健係長 徳永さん、福祉政策課こども未来係 米田さん、健康増進課保健師 迫地さん				
訪問機関					
地域の特色					

※訪問した施設など、必要に応じて記載・追記してください。

1. 訪問地域の基礎情報

別途自治体の資料で代用していただいても構いません。

自治体の総人口	43000 人；男 女	18 歳以下	人；男 女
就学前の子ども	人；男 女	3 歳以下	人；男 女

保育園：	幼稚園：
保育等施設数	公立 11 私立 7 公立 4 私立 2
こども園：	託児所：
公立	私立 公立 私立 10 くらい

Q. 現在、「巡回支援専門員」を配置・活用していますか？（どちらかに○）

YES → 「書式：配置あり」版（p.2-3）を実施

ON0 → 「書式：配置なし」版（p.4-5）を実施

巡回支援専門員に関する各地域の実態調査「配置なし」版

Q1. 現在、所属部署に配置されている専門的スキルを有する職員（複数選択可）

人数： 合計 4 名 保育士 大山さん、のぞみ園（児童発達支援センター）保育士 3（報償費で対応） 親子教室が月に 2 回（24 回）と巡回「やちやば相談」が保育園 11 か所、幼稚園が 4 か所（合わせて 30 回）

1. 医師 名、2. 臨床心理士等の心理士 名、3. 言語聴覚士 名、4. 作業療法士 名、	
5. 児童指導員 名、6. 保育士 4 名、7. その他（ ）	

Q2. 発達障害児・気になる子ども支援の実施実態（子ども・保護者支援、施設職員への支援）

保育等施設における支援（直接的支援）	子どもの様子を見たり、面談、相談をしたり。保護者に概要を聴いて、助言。親子教室につなぐ。保健所の相談会や県の巡回相談につなぐ。ペアレント・プログラムの実施。（親子教室）
保育等施設・職員への支援（間接的支援）	実際の保育の観察と助言とカンファレンスでの助言 ペアレント・プログラムを活用した職員研修。

Q3. 発達障害児・気になる子どもに関する相談の現状・課題、困難な相談例など

保育等施設の発達障害児・気になる子どもの把握・共有方法	・保育士から保健師への電話連絡で相談され、親子教室につなぐ。 - 決まった把握の様式はない。やちやば相談の間診票。個別の支援計画は保育の中ではない。⇒相談につなげられる有効利用はされている。 ・3 園のみ、気になる子の整備事業があり、そこではアセスメント・シートがある。 ⇒家族や園で困っていること、取り組んでいることについてのシートなので、わかりやすくはなる。 ・一部の地域はピンク・カードで把握されている。妊娠期からの健診の記録も家庭訪問の記録や親子教室の資料。⇒出生が 100 以下というのと、書類の移動の関係で建物の距離の問題がある。 ・1・6 健診 問診票（市の問診票）やりとりの疎通性。3 健 問診票。対人コミ
-----------------------------	---

	コミュニケーション。 ・電子化は、予算の関係上むずかしい。 ・保育園での加配（2園程度）⇒保育士確保の関係。 ・児童発達支援センター1か所。事業所が1か所。⇒入所待機がある。6月くらい行こう。 ・支援の質の問題；保育士が継続せず、質が上がらない。 ・のぞみ園では、アセスメントは、県の児童デイのアセスメント評価表。保育士のみ。 ・事業所は、運動療育。10月に始まったばかり。 ・放課後デイは、5か所。質は、さまざま。お預かり的で、発達支援の視点でやっているところとしては、2か所は頑張っている。塾的なものが2か所と運動療育1か所。残り1か所は、お預かり的。
子ども支援に おける課題	・ペアレント・プログラムをやっている。 ・地域教育等支援事業で、親の相談や、思春期親の会、就学親の会とかを行っている。⇒自閉症の親の会ができてない、思春期対応が難しい。療育を受けていない親の支援ができていない。つながっていない親たち。
保護者支援に おける課題	・地域療育等支援事業で、施設支援を年に5回程度。研修会を行う等。放課後デイ職員の勉強会を年に数回やっている。
施設支援に おける課題	・要望も多く受け入れもいるが、幼児期が学んでいるのに対して、中学校・高校が難しい。 ⇒子どものこと、センターの役割だが、訪問機能をどうするか。 ⇒保健師の確保の問題。要フォロワーの子どもの追跡がなかなか難しい。健診にマンパワーがかけにくい。見る視点の統一が必要かな。

04. 保育等施設職員に実施している研修内容、求める力・スキル、今後実施したい研修内容

現在実施している 研修内容	・ベアレントプログラム ・保育士会の発達障害の勉強会（年に2回）と事例検討会 ・保育所で、困っているという子がいたら、困ったままにならないように、保育所の中で関わられるようなスキルがあった方が、いつまでも困ったようにならないように。 ・保幼師も情報をどう共有するのか、つなげるのか、方針を持つていくというのができるように。 ・保育所でベアレントプログラムがどこでもできる体制ができるといい。 ・保護者の支援がもう少しできるようになってほしい。
今後実施したい 研修内容	・放課後児童クラブの職員対象のベアレントプログラム研修等。

Q5. 今後の巡回支援専門員の配置検討

巡回支援専門員の配置検討	あり ・ ○なし
あり の場合	配置にあたっての進捗状況、課題等；
なし の場合	<u>配置を検討していない理由；</u> 島内での取り組みになるので、県の事業の活用が現状としては有効である。

06. 巡回支援専門員制度や配置・活用に関する体制上の課題（複数選択可）

巡回支援専門員 制度や配置・ 活用に関する 体制上の課題	1. 人材の不足 2. 財源の不足 3. 地域の施設の認知不足 4. 施設の利用率の不足（想定） 5. その他（ ）
---------------------------------------	--

発行 特定非営利活動法人 アスペ・エルデの会
〒452-0821 名古屋市西区上小田井 2-187
メゾンドボヌー小田井 201 号室
TEL/FAX 052-505-5000
MAIL info@as-japan.jp